

消費関連統計の比較*¹

宇南山 卓*²

要 約

本論文では、日本の消費関連の主要な官庁統計である家計調査・全国消費実態調査・国民生活基礎調査・家計消費状況調査について、その概要を整理し、調査結果を比較した。それぞれの調査の目的・頻度・規模・方法は異なっており、統計間の相互比較を通じて各統計の性質を明らかにすることができる。

最も注目される消費データである家計調査の消費支出総額は、国民生活基礎調査や全国消費実態調査で記録される消費支出の水準とおおむね整合的な動きをしているが、家計消費状況調査と比べると水準が明らかに低い。そこで、家計調査と家計消費状況調査の差に注目し、乖離の原因を検討した。2つの統計の差は、家計消費状況調査の調査対象品目による部分とそれ以外の品目による部分に分解することができるので、それぞれに分けて検討した。

家計消費状況調査の対象品目以外で発生する乖離については、同一家計を継続的に調査するという調査設計が原因になっていると考えられる。家計調査には調査回数を重ねるにつれて記録される支出が減少するという「調査疲れバイアス」が存在し、家計消費状況調査には調査回数を重ねるにつれ調査に協力的な世帯にサンプルが偏る「サンプル脱落バイアス」が存在する。これらのバイアスの影響を除去すれば両統計の結果はほぼ一致する。

一方、家計消費状況調査の調査対象品目で発生する乖離は、家計調査で耐久財などの高額消費の記入が過少になっている可能性で説明できる。支出額を、家計調査では家計簿による自由記入方式で調査しているのに対し、家計消費状況調査ではプリコードのアンケート形式で調査している。自由記入方式では、特に高額な支出を伴う消費の記入漏れが大きいと考えられる。

両統計の差は調査方法に起因していることが明らかになった。しかし、調査手法の選択は、実務的にも学術的にも重要な役割があり変更することは容易ではなく、また必ずしも望ましくもない。その意味では、統計利用者が統計の性質を十分に理解し、適切な補正をして利用することが望まれる。

キーワード：消費，家計調査，家計消費状況調査，全国消費実態調査
JEL Classification：D12, C81, C83

* 1 本稿の作成にあたり、家計調査・家計消費状況調査の個票データを利用した。データを提供していただいた総務省統計局に記して感謝したい。

* 2 財務省財務総合政策研究所研究部 総括主任研究官

I. はじめに

本論文では、日本の消費に関する主要な統計を比較することで、消費関連統計の性質を明らかにした。消費は、家計の経済活動の最終的な目的であり、家計の厚生水準の最も直接的な決定要因である。消費を正確に把握することは、まさに家計のおかれた経済状態を把握することであり、家計統計の最も重要な役割である。

日本では、消費を把握している主要な統計として、家計調査・全国消費実態調査・国民生活基礎調査・家計消費状況調査が利用可能である。これらの統計は、いずれも、日本の家計部門全体の縮図となるように設計された標本調査であり、概念的には同一の対象を捉えたものである。しかし、実際の統計の結果は完全には一致しておらず、統計を相互比較することでそれぞれの統計の特徴を明らかにすれば、消費の実態の把握に資する。

家計収支のうち、収入については、先行研究でもミクロの統計間比較がされているが（たとえば、米澤・金子，2007；多田・三好，2015）、消費に関する包括的な比較をした論文はほとんどない¹⁾。家計調査とSNAの貯蓄率の違いを論じた村岸（1993）、岩本・尾崎・前川（1995；1996）、浜田（2007）、宇南山（2009）などでは、所得と消費の差額である貯蓄を分析対象とすることで、家計調査の消費系列の性質を間接的には分析している。しかし、SNAとの乖離についてのみ論じられており、他のミクロ統計等の比較はほとんどされていない。また、佐藤・廣田（2014）は家計調査と供給側の統計を比較することで家計調査の妥当性を比較しているが、他の消費関連統計との比較はしていない。宇南山（2009）は、家計調査と家計消費状

況調査を比較している数少ない例外であるが、集計された公表データだけで分析されていた。

本論文では、分析に先立ち、それぞれの統計の概要をまとめている。各統計はそれぞれ固有の目的があり、利用できる変数は異なっている。また、目的に応じて、調査の頻度や規模、調査方法も異なる。統計の利用にあたっては、これらの概要を正確に知り、目的に応じて使い分ける必要がある。たとえば、家計調査と全国消費実態調査は、調査の方法・利用できる変数は極めて類似しているが、規模・頻度は大きく異なる。家計調査が月次統計でサンプルサイズが9千世帯程度であるのに対し、全国消費実態調査は5年に一度で約6万世帯が対象である。分析者は、これら2つの統計であれば、リアルタイムの消費の動向を知りたいのか、構造的な分析をしたいのかで使い分ければ良い。また、国民生活基礎調査は、基本的に個人の健康状態や経済状態を全体として把握することが目的の統計であり、消費の把握を主要な目的としていない。そのため、消費の情報は限られるが、健康状態等の他の変数との関係が見られることが大きな魅力である。

異なる役割をもつこれらの統計であるが、全ての統計が少なくとも「消費支出総額」を調査している。そこで、各統計の関係を明らかにするために、4つの統計それぞれの消費支出の時系列的な推移を比較した。佐野・多田・山本（2015）では、少なくとも2人以上の世帯については、各統計で世帯属性に大きな違いはないとされていた。また、多田・三好（2015）では、各調査で得られた年間収入は概ね同水準であることを指摘しており、所得水準でも大きな

1) Banks and Johnston (1998) では、イギリスの家計調査に相当するFamily Expenditure Surveyの問題点を包括的に論じている。

違いはないと考えられる。

実際、少なくとも2005年以降については、家計調査・国民生活基礎調査・全国消費実態調査はおおむね整合的な動きをしていた。ただし、国民生活基礎調査において消費支出が不詳の世帯の割合が大きく変動すること、東日本大震災の影響の調整方法が統計ごとに異なることなどには、利用に際して一定の注意が必要である。

一方で、家計調査と比較して家計消費状況調査の消費は、ほぼ一貫して月平均6万円程度高い消費水準となっていた。そこで、本論文では、家計消費状況調査と家計調査の平均消費水準の違いに注目して、発生要因を検討した。宇南山(2009)では、家計消費状況調査の消費水準が高いのは、家計調査における記入漏れである可能性が高いと指摘していたが、集計データのみを用いていたため、他の可能性を十分に排除できていなかった。ここでは、個票データを活用することで、より詳細に両者の差を分析する。

まず、両者の差を、家計消費状況調査で調査対象となっている品目(調査対象品目)で発生している部分と、それ以外の品目で発生している部分に分解した。家計消費状況調査の調査対象品目とは、自動車などの耐久財、冠婚葬祭費用・入院費用・授業料などの高額サービスが中心であり、それ以外の品目とは食費や光熱費のような日常的な支出が中心である。この要因分解の結果、両統計の差の約7割は調査対象品目で、残りの約3割がそれ以外の品目で発生していた。

先に、家計消費状況調査の調査対象品目以外で発生していた差を考察すると、その差は同一家計を継続的に調査することで発生するバイアスで説明できた。ただし、2つの統計で発生するバイアスは、その要因も方向も異なるものである。

家計調査で観察されたバイアスは、調査疲れ(Survey Fatigue)バイアスであり、Stephens and Unayama(2011;2012)などの先行研究で指摘されていたものである。調査疲れバイアス

とは、調査回数が増えるに従い家計簿への記入が減少し、記録される消費が実際の消費よりも少なくなるバイアスである。

一方、家計消費状況調査で観察されたのは、パネルデータではしばしば観察される「サンプル脱落バイアス」である。サンプル脱落バイアスとは、特定の性質を持った家計が調査対象から脱落することで発生するバイアスである。佐藤・武下(2009)によれば、家計消費状況調査の対象世帯は「几帳面な世帯」とそれ以外の世帯に分けることができる。几帳面な世帯は、消費水準が高く、なおかつ調査には協力的である。家計消費状況調査では必ずしも代替世帯が選定されないため、調査回数が増えるにしたがい、調査に協力的な几帳面な世帯の割合が高まる。この几帳面な世帯以外の世帯が調査から脱落する影響で、家計消費状況調査の平均の消費水準は全世帯の平均消費水準よりも大きくなる。

この2つのバイアスを回避するために、第1回目の調査世帯だけを用いて両統計の平均を取ると、両統計の消費水準はほぼ一致する。つまり、バイアスがない状態では両統計は整合的な結果をもたらしたのであり、同一家計を継続的に調査するという調査設計こそが乖離の原因である。一般に、同一世帯を継続しているパネル調査では、母集団である全世帯の真の平均の消費水準を把握することは困難である。しかし、同一世帯を継続して調査することによって、結果の安定性という実務上の要請に対応することができ、パネルデータという学術的価値の高いデータが構築できている。その意味で、ここで指摘したバイアスを解消するために、調査の設計を変更することは望ましいとは考えられない。むしろ、これらのバイアスの存在を理解し、利用の際に目的に応じて対処することが望ましい。

次に、2つの統計の差の7割を占める、家計消費状況調査の調査対象品目で生じていた差について考察すると、調査方法の違いが重要な役割を果たしていた。家計調査は、家計簿に自由に記入する方式で調査されているが、家計消費

状況調査はあらかじめ特定された品目について支出があれば金額を記入するプリコード方式で調査されている。

品目を特定したプリコード方式では、指定された品目の記入漏れを抑制することができ、結果として平均支出額が多くなると考えられる。実際、平均支出額を「支出をした家計の割合」と「支出をした家計における平均支出額」に分解してみると、支出をした家計の割合がより重要な差の要因となっていた。つまり、家計簿に記入された金額が問題なのではなく、記入そのものがされるかどうかの違いを生んでいた。

家計簿への記入漏れがより多く発生していると考えられる品目の特徴を見てみると、1回あたりの支出額の大きいいわゆる「高額消費」が多いことが分かった。ただし、なぜ高額消費で記入漏れが発生するかについては解明すること

はできなかった。

このように、消費に関する統計は、一定の違いが発生しているが、平均で見ればおおむね整合的な結果となっていた。家計消費状況調査だけがやや高めの水準となったが、その乖離の大部分は補正可能であることも示された。乖離の要因が調査の実務に起因すると考えられるが、調査方法の変更で対応することが望ましいとは断言できない。むしろ、消費に関する分析をするためには、消費統計の性質にも配慮して利用する必要がある。

本論文の以下の構成は、次の通りである。まず、第Ⅱ節では、消費関連の統計の概要を説明し、それぞれの時系列的な推移を観察した。第Ⅲ節では、家計調査と家計消費状況調査の乖離の発生要因について分析をした。第Ⅳ節はまとめである。

Ⅱ. 消費関連統計の概要

Ⅱ-1. 消費関連統計の調査方法

日本の統計法では、特に重要な統計を基幹統計として指定している²⁾。基幹統計のうち、家計の支出の状況を把握しているのは、総務省統計局が調査・公表している家計調査・全国消費実態調査、厚生労働省統計情報部によって調査・公表されている国民生活基礎調査の3統計だけである³⁾。この3統計に、家計調査を補完するように2002年から調査されている家計消費状況調査を加えた4統計を以下では消費関連統計と呼ぶ。

これら消費関連統計の中でも、特に注目度の高い統計が家計調査である。家計調査は、消費

者物価指数のウェイト算出や国民経済計算四半期速報（いわゆるGDP統計）の推計など、他の加工統計の基礎資料になっている。さらに景気動向指数の系列として採用されており、景気指標としても注目度が高く、月例経済報告や経済財政白書にもしばしば引用されている。

家計調査は、全国約4,700万世帯の家計の中から層化3段抽出によって9千世帯の調査世帯を選定して調査している。毎月調査世帯の一部が交代する「ローテーションパネル」方式で、二人以上の世帯では6ヶ月、単身世帯は3ヶ月ずつ継続して調査している。調査方法は、基本的に「家計簿」に記入する方式で、収入・支出

2) 平成26年11月現在で、55統計が基幹統計に指定されている。

3) 厳密には、基幹統計として指定されているのは家計統計・全国消費実態統計・国民生活基礎統計であり、それらを作成するために行われるのが家計調査・全国消費実態調査・国民生活基礎調査と整理されるが、ここでは慣例に従い調査名を統計名として用いる。

を調査する。集計・公表の段階で、世帯が自由に記入した内容を、項目毎に分類番号を付与して分類している。こうした方式は「アフターコード方式」と呼ばれ、事前に調査する項目を限定する必要がないため、新製品の登場などによる家計行動の変化を的確に把握することができるメリットがある。また、どのような項目に集約するかは、収支項目分類と呼ばれ、5年に1度をめどに見直しされており、1981年1月以降は現在の統計と接続可能である。

全国消費実態調査は、この家計調査と調査方法・調査内容が極めて類似した調査であるが、頻度と規模は大きく異なっている。家計調査が月次の統計であるのに対し、全国消費実態調査は5年に1度の調査であるが、調査世帯数は家計調査の約6倍に相当する約5万6千世帯である。第1回調査が1959年であり、最新の調査は2014年に実施された。全国消費実態調査では、各調査年の9月から11月の3ヶ月（単身世帯は10・11月の2ヶ月）の収支を調査している。家計収支には強い季節性が存在していることが知られていることから、家計調査と比較するには注意が必要である。

家計消費状況調査は、家計調査・全国消費実態調査と同じ総務省統計局が公表している。調査世帯は層化2段抽出によって選定され、ローテーションパネル方式で交代する点は家計調査と類似している（各調査世帯は12ヶ月間調査される）。

一方で、調査方法は大きく異なっており、事前に調査品目を決定し、該当品目の購入をした場合にのみ支出額を調査する「プリコード方式」で調査されている。家計消費状況調査は、毎月の購入頻度が少ない高額消費について、家計調査とは別に大サンプル調査で補完を図るために導入された統計であり、特定の品目を重点的に調査することで家計調査を補完している。プリコード方式の採用によって、集計作業の負担を軽減することができ、月次統計でありなが

ら約3万世帯を調査対象とすることができている。また、毎月の総支出額およびその内訳として他の世帯への現金の移転となる贈与金・仕送り金についても調査している。

家計消費状況調査は民間調査会社に委託されており、1・6・10ヶ月目については調査員による訪問調査、それ以外の月は郵送による調査票の回収がされる。調査世帯として毎月3万世帯が調査対象となるが、調査協力が得られない場合などは完全には代替世帯を確保せず、実際には毎月約2万世帯だけが調査されている。

これらの総務省統計局が調査を担当している3統計は、家計消費を把握すること自体が目的となっているのに対し、厚生労働省が担当している国民生活基礎調査においては、家計支出は付加的な情報として調査されている。国民生活基礎調査は「保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項」を調査することが目的であり⁴⁾、1986年に厚生行政基礎調査・国民健康調査・国民生活実態調査・保健衛生基礎調査が統合されてできた統計である。毎年調査されているが、3年に1度サンプルサイズの大きな大規模調査が実施される。調査対象世帯は、大規模調査が約30万世帯・簡易調査が約5万5千世帯である。

世帯票の一項目として「家計支出総額（世帯の方全員の支出金額の合計額）」が調査されている。国民生活基礎調査の世帯票は、毎年6月に調査されるが、調査対象となるのは5月である。この総額には、「税金、社会保険料、事業上の支払い（農家における肥料や農具、商店における商品の仕入れに使った金等）、貯蓄、借金や住宅ローンなどの返済、掛け捨て型以外の生命保険料・損害保険料」は含めないことになっており、総務省統計局公表の3統計とほぼ定義は一致する。また、総額だけを尋ねている点では家計消費状況調査と類似するが、万円単位の記入だけが要求されている。消費行動の把握という観点からは、支出総額だけを調査して

4) 厚生労働省・国民生活基礎調査のウェブサイトの、調査の概要>調査の目的より引用。

いる国民生活基礎調査は不十分な情報しか利用できないが、世帯の健康状態などの情報とリンクすることができることと、調査世帯数が相対的に多いことがメリットとなっている。

II-2. 消費関連統計の動向と関係

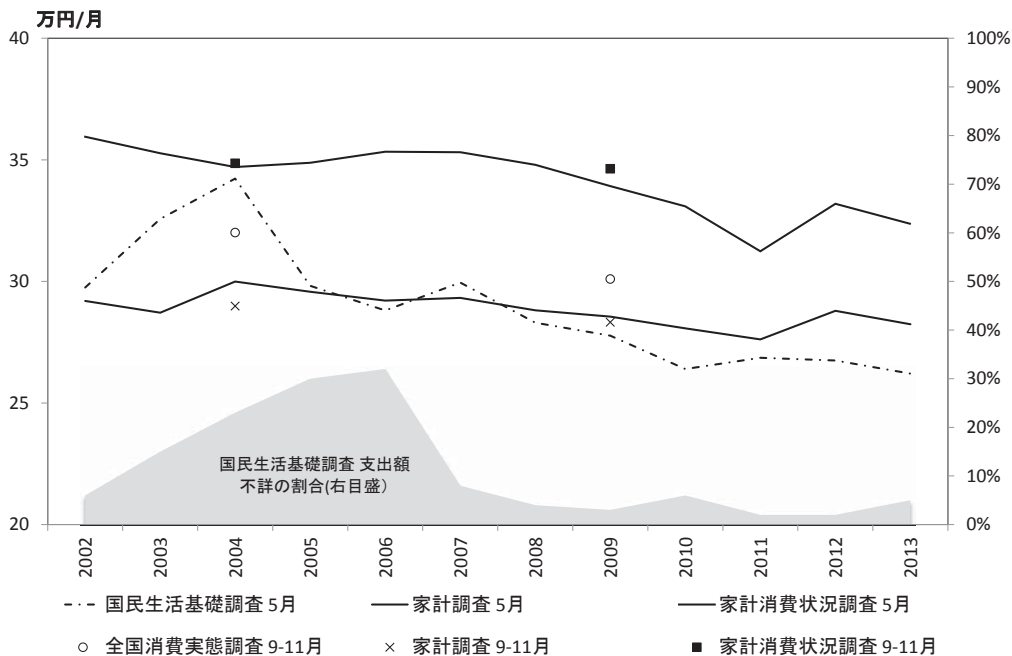
図1は、家計調査・全国消費実態調査・国民生活基礎調査・家計消費状況調査を用いて、2人以上の世帯の消費支出の推移を示したものである。佐野・多田・山本(2015)で示されたように、国民生活基礎調査では単身世帯の割合が過少となっており、全世帯では各統計の比較が困難であるため、ここでは2人以上の世帯に限定した。家計消費状況調査の公表が開始された2002年以降の推移を示しており、また国民生活基礎調査の調査対象月である5月の結果を示している。ただし、全国消費実態調査が実施された2004年と2009年については、同調査の調査対象月である9月から11月の平均も合わせて示している。

消費支出とは、支出額のうち税・社会保険料などの義務的な支出や、金融商品の購入などを除いたものであり、家計調査・全国消費実態調査では「消費支出」、国民生活基礎調査では「家計支出総額」、家計消費状況調査では「支出総額」と呼ばれている変数である。以下では、統一のために、全ての統計で消費支出と呼ぶ。

消費関連統計のうち、最も大きく安定した違いは、家計調査が家計消費状況調査よりも常に一定程度低い水準で推移している点である。現在に至るまで、両統計は5万円から6万円とほぼ同じ幅で乖離している。また、全国消費実態調査は、この2つの統計の間に位置している。家計調査と家計消費状況調査の乖離については、次節で詳しく見る。

一方、国民生活基礎調査は、やや不規則な変動をしている。特に、2003・2004年には家計消費状況調査に近い水準で推移していたが、それ以降はむしろ家計調査よりも低い水準となっている。また、家計調査・家計消費状況調査で

図1 消費関連統計の時系列推移



(注) 2人以上の世帯の平均消費支出。国民生活基礎調査では不詳を除く平均。

(出所) 各統計の公表データより筆者作成。

は2011年に大きく消費が落ち込んでいるのに対し、国民生活基礎調査ではむしろ消費が増加している。

まず、国民生活基礎調査が不規則な変動をする点については、国民生活基礎調査における消費支出の回答のうち、不詳が占める割合が影響を与えていると考えられる。図1には、消費支出が不詳の家計の割合も示しているが、2003年から2006年にかけて不詳が急増していることが分かる。特に、2006年には30%以上の家計が消費水準に対して回答をしていない。2007年以降は、2%から5%程度まで落ちている。

こうした不詳が発生すると、平均支出水準に偏りが生じさせる可能性がある。たとえば、不詳のうちに消費支出水準の低い世帯が多く含まれていれば、回答のあった世帯だけの平均は実際の平均よりも高くなる。その意味で、2003・2004年の乖離は、不詳の発生メカニズムを明らかにしなければ解釈できない。しかし、残念ながら、なぜ2003年から2006年の間だけ不詳が急増したのかの理由を明らかにすることができなかった。ここでは、不詳の問題が解消した2007年以降に、それほど大きな乖離が発生していないことから、国民生活基礎調査がおおむね家計調査と整合的であると判断する。

一方、2011年頃の動向の違いについては、東日本大震災の影響と考えられる。2011年の

国民生活基礎調査では、甚大な被害のあった岩手・宮城・福島を調査対象から除外している⁵⁾。これら3県は、相対的に所得水準の低い県であり、消費支出の水準も低いと予想できる。そのため、これら3県を除くことで47都道府県平均と比べて平均消費支出が高い水準となった可能性がある⁶⁾。一方、家計調査・家計消費状況調査でもこれら3県の調査は大きく制限されたが、前年の世帯数を基準に補正をしており、概念的には2011年においても47都道府県平均の動きをとらえていたことになる⁷⁾。つまり、東日本大震災への対応方法の違いが時系列的な推移の違いとなったと考えられる。非常時の変動が過度に統計に影響を与えないための措置としてどちらが望ましいか議論はあるが、少なくとも統計利用者はこうした処置について十分に考慮して利用する必要がある。

まとめると、消費関連統計の時系列的な推移については、家計消費状況調査、全国消費実態調査、家計調査、国民生活基礎調査の順で消費支出の水準が高い。国民生活基礎調査・全国消費実態調査と家計調査の差はそれほど大きくないが、家計消費状況調査だけは消費水準が高い。そこで、以下では、家計消費状況調査と家計調査の乖離に注目してその原因を明らかにする。

Ⅲ. 家計調査と家計消費状況調査の乖離の原因

Ⅲ-1. 乖離の費目別の内訳

本節では、まず、家計調査と家計消費状況調

査の消費支出の違いがどのような内訳項目によってもたらされているかを明らかにする。国

5) 2012年においても福島県は除外されている。

6) 「国民生活基礎調査の概況」では、2010年の3県を除いた結果を参考として公表するなどの対応をしているが、消費支出については掲載されていない。

7) 補正方法の詳細については、<http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/shinsai1.pdf> (平成27年1月7日現在)を参照。

消費関連統計の比較

民生生活基礎調査が消費支出の総額だけを調査しているのに対し、家計消費状況調査は耐久消費財、住宅の修繕や冠婚葬祭費用のような高額な支出を伴うサービス消費に関しては個別に支出額を調査している。その支出の内訳の情報を用いて、乖離が発生する品目がどのようなものであるかを明らかにする。

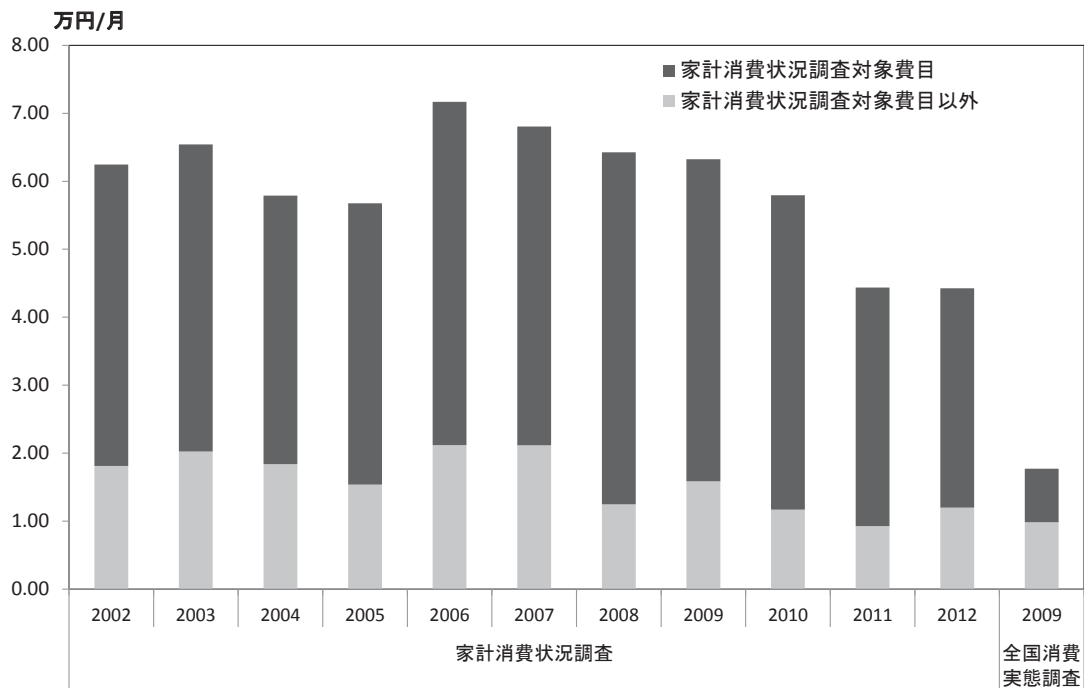
前節で述べたように、家計消費状況調査では、プリコード方式で特定の品目に対する支出額を調査している。具体的には、自動車の購入や家電などの耐久消費財、結婚式や葬式などの（開催側の）費用、住宅の修繕、入院・出産費用、家賃など的高額支出がほとんどである。さらに、インターネット接続料・放送受信料・携帯電話通話料などの情報通信関連の品目もある。

概念的には調査対象品目に対する支出額を合計したものは毎月の消費支出の一部であり、消費支出は「調査対象の品目に対する支出」（以下では「対象品目への支出」とよぶ）と「それ

以外の品目に対する支出」（以下では、「非対象品目への支出」とよぶ）に分けることができる。しかも、家計消費状況調査で個別に調査している品目は、家計簿調査である家計調査・全国消費実態調査でも品目として表象されており、「対象品目への支出」と「非対象品目への支出」への分解が可能である。

そこで、まず家計調査と家計消費状況調査の差が、対象品目と非対象品目のどちらで発生しているかに分解する。図2は、家計調査と家計消費状況調査の各年の差を、調査対象と非対象品目それぞれに分解したものである。家計調査と家計消費状況調査の消費支出には5万円から7万円程度の差があるが、対象品目・非対象品目いずれにおいても家計消費状況調査の方が多。その構成を見ると、差の約7割は対象品目への支出で生じており、耐久消費財や高額サービスへの支出が家計調査との主な乖離の原因になっていることが分かる。家計調査と全国消費

図2 家計調査と家計消費状況調査の差



(出所) 各統計の公表データより筆者作成。

実態調査との乖離については、むしろ非対象品目での差が大きい。また、非対象品目への支出の差は、家計消費状況調査との差と同水準となっている。

Ⅲ-2. 調査の継続と消費水準

まず、非対象品目への支出について考える。図2によれば、家計調査と家計消費状況調査の平均との差は約1万円、全国消費実態調査の平均の差が約5千円である。原理的に考えれば、消費支出のうち耐久財や高額消費を除いたものであり、食費・光熱費・洗剤などの家事用品など日常的な支出が中心となっている。家計消費状況調査では、これらの品目については、個別の支出を報告する必要はなく、自分でメモをとった上で、対象品目への支出と合わせて消費支出として報告することになっている。

結論から言えば、非対象品目への支出の乖離は、調査の継続によって発生するバイアスによって生じていると考えられる。ただし、家計調査と家計消費状況調査では、発生するバイアスの原因も影響も異なっている。家計調査のバイアスの原因となっていると考えられるのは、いわゆる「調査疲れ (Survey Fatigue)」であり、消費を過少にする。一方、家計消費状況調査のバイアスはいわゆる「サンプル脱落バイアス (Attrition Bias)」である。

Stephens and Unayama (2011; 2012) などでは、家計調査の支出額が調査回数を重ねるほど減少することが指摘されており、調査疲れ効果と呼ばれている。「調査疲れ」そのものは、なんらかの調査が続くことで調査内容に影響が出るという、社会調査一般で知られる問題であるが、家計調査の場合はそれが支出額を減らす効

果として現れている可能性が高い。

家計調査の消費支出は、家計が個別の支出を家計簿に記入することの積み上げで算出される。しかし、調査期間である6ヶ月間詳細な家計簿を記録し続けることは家計にとって大きな負担となる。調査が数ヶ月に及び、家計が家計簿に記入することが面倒になった場合、実際には支出をしているにもかかわらずその金額を記録しないという行動が予想できる⁸⁾。もちろん調査員や集計段階で詳細なチェックがされており、不自然な支出行動はかなり正確に検出されるが、軽微な記録漏れについては対応が困難である。その結果、個別の品目の支出額が過少になるだけでなく、総額としても過少になってしまうと考えられる。

図3は、2002年から2012年までの家計調査のデータをプールして、調査回数別の非対象品目への平均支出額をプロットしたものである。ローテーションパネルであるため、調査開始月は均等に分散しており、平均を取ることで季節性はコントロールされている。調査2ヶ月目に平均支出額は増加するが、その後減少している⁹⁾。しかも、このパターンは、時点や家計の属性などにほとんど依存せず、安定的に見られる。

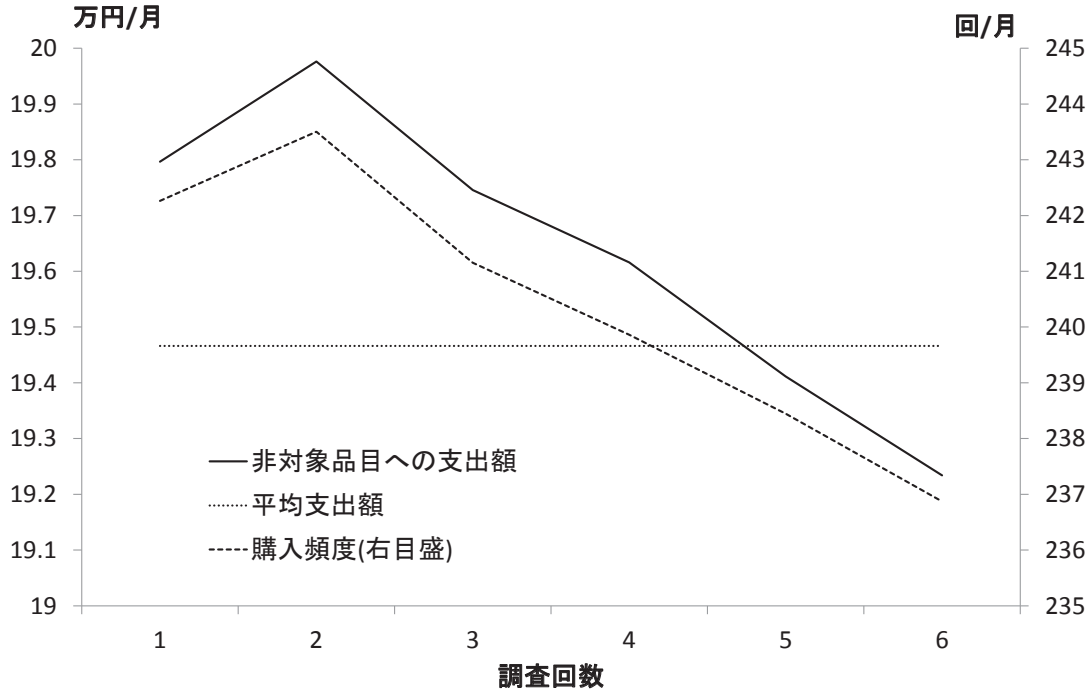
この支出額の減少が調査疲れによって発生していることを示唆するのが、家計簿への記入本数の低下である。家計調査では、支出活動がされると支出ごと・項目ごとに家計簿に記入することになっている。記入された項目ごとの支出回数は、イメージとしては家計簿の行数に相当し、「記入本数」と呼ばれる¹⁰⁾。図3には、調査回数ごとの記入本数もプロットされており、それが減少していくことが示されている。支出

8) 消費行動そのものが変化する（毎世家計簿をつけているために、自然と節約するようになったケースなど）可能性も否定できないが、いずれにしても調査そのものが記録される支出額を減少させるという意味では同じ影響である。

9) 調査途中に脱落する家計の影響を取り除くため、6ヶ月全ての調査に協力した家計に限定したプロットもしたが、家計調査ではサンプル脱落率 (Attrition Rate) が低いため、影響は小さかった。

10) 特定の品目が何回記入されたかは、その品目が何回購入されたかを意味しており、購入頻度と呼ばれる。一度に複数購入する可能性もあるため、購入頻度と購入数量とは別の概念である。

図3 調査の継続と調査疲れバイアス



(注) 記入本数については、消費支出の購入頻度から、各対象品目の購入頻度の合計を引くことで計算した。

(出所) 家計調査の個票より筆者作成。

額・記入本数はその減少のペースは支出金額とほぼ等しく、1ヶ月目の調査に比べ6ヶ月目の調査の方が約3%低い水準となっている。家計支出の減少が記入される項目の減少によって説明できることを示唆している。

ただし、調査回数が増えるにしたがって消費支出が減ることが、必ずしも調査疲れが起きていることと同値ではない。たとえば、家計簿を記録し続けることで心理的な消費抑止効果が発生し、支出行動が抑制されるという説明も可能である。しかし、記入本数の減少が品目によらず発生していること、奢侈品と必需品で減少ペースに大きな差はないなどの観察もあり、節約が原因であるとは考えにくい。

いずれにせよ（節約が理由だとしても）、調

査回数を重ねた後の記録された消費水準は、実際の消費水準（家計調査の調査対象とならなかった場合の消費水準）よりも低くなる。第1回もしくは第2回の調査がより実態に近い消費水準を示しているのだとすれば、この調査疲れ効果によって月5千円から1万円程度の下方バイアスが存在していることになる。

一方、家計消費状況調査の脱落バイアスについては、パネル調査の文脈ではよく知られたバイアスである¹¹⁾。たとえば、調査が長期化することで、消費水準の低い（高い）家計が調査から脱落する（調査票を提出しなくなる）と、調査できた家計だけの平均は計測すべき全家計の平均よりも高く（低く）なる。家計消費状況調査は、郵送回収する月もあり回収率も70%程

11) サンプルセレクションバイアスについては、代表的な教科書、たとえば Wooldridge (2010)、北村 (2005) を参照。

度であることから、この脱落バイアスが発生していると考えられる¹²⁾。

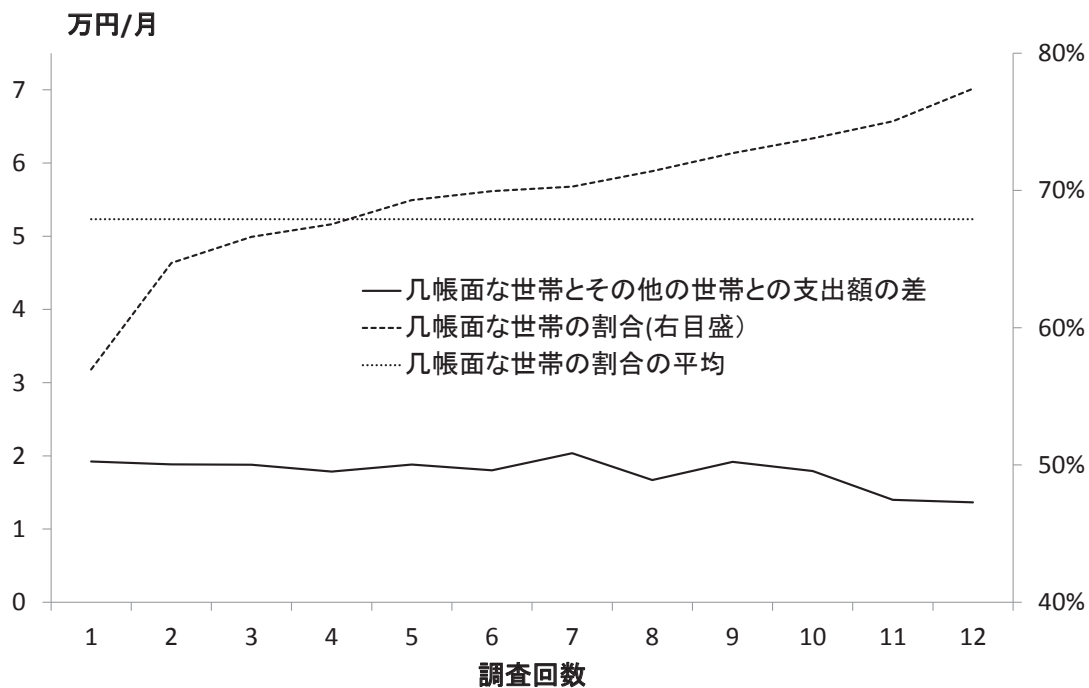
実際にどのような家計が脱落しているかを示すために、ここでは佐藤・武下（2009）が指摘した「几帳面な世帯」の定義を用いる。家計消費状況調査では、支出総額を「今月の支出総額」と書かれた欄に、1円単位で記入させることで調査している¹³⁾。しかし、実際に記入された金額をみると下3桁がゼロであるような世帯が無視できない割合で存在する。こうした世帯は、実際に支出した金額がちょうど〇〇千円であった可能性は否定できないが、確率的に考えれば調査対象世帯が千円単位で記入したと理解する方が自然である。そこで、千円未満の桁までゼロでない金額を記入している世帯を「几帳

面な世帯」と呼び、それ以外の世帯を区別している。

佐藤・武下（2009）によれば、几帳面な世帯はそれ以外の世帯に比べ支出水準が高く、調査全体により協力的とされている。もし、このような世帯が存在するのであれば、脱落バイアスによって消費は過大になるはずである。そこで、図4では、調査回数ごとの几帳面な世帯の割合と、几帳面な世帯とそれ以外の世帯の消費水準の差をプロットした。

几帳面な世帯の消費水準が高めであることは、ここでも確認できる。几帳面な世帯はそれ以外の世帯よりも1万5千円程度支出額が多い。この差は、調査回数によって変化していないことから、ある種の家計の「属性」であるこ

図4 几帳面な世帯とサンプル脱落バイアス



(注)「几帳面な世帯」とは、千円未満の桁までゼロ以外の数字を記入している世帯のこと。

(出所) 家計消費状況調査の個票より筆者作成。

12) 家計調査でも同様のバイアスが発生する可能性はあるが、脱落率が低いため平均にはほとんど影響を与えていない。

13) 詳しくは、佐藤・武下（2009）pp.88-90を参照のこと。

とが示唆される。佐藤・武下（2009）では、几帳面な世帯の所得がより高いことが示しており、その結果を反映していると考えられる。

一方、几帳面な世帯の割合は調査回数が増えるにしたがって高まっていく。これは、それ以外の世帯が調査から脱落していく一方で、几帳面な世帯が調査に協力し続けているからと言える。この点でも、佐藤・武下（2009）の結果と整合的である。

第1回目の調査時点での几帳面な世帯の割合が真の割合であるとすれば、57%程度となるべきである。しかし、一部世帯が脱落することで、全サンプルにおける平均的な割合は68%となっている。すなわち、家計消費状況調査では、消費水準の高い世帯の割合が過大になっていることから、平均消費支出も過大になっているのである。

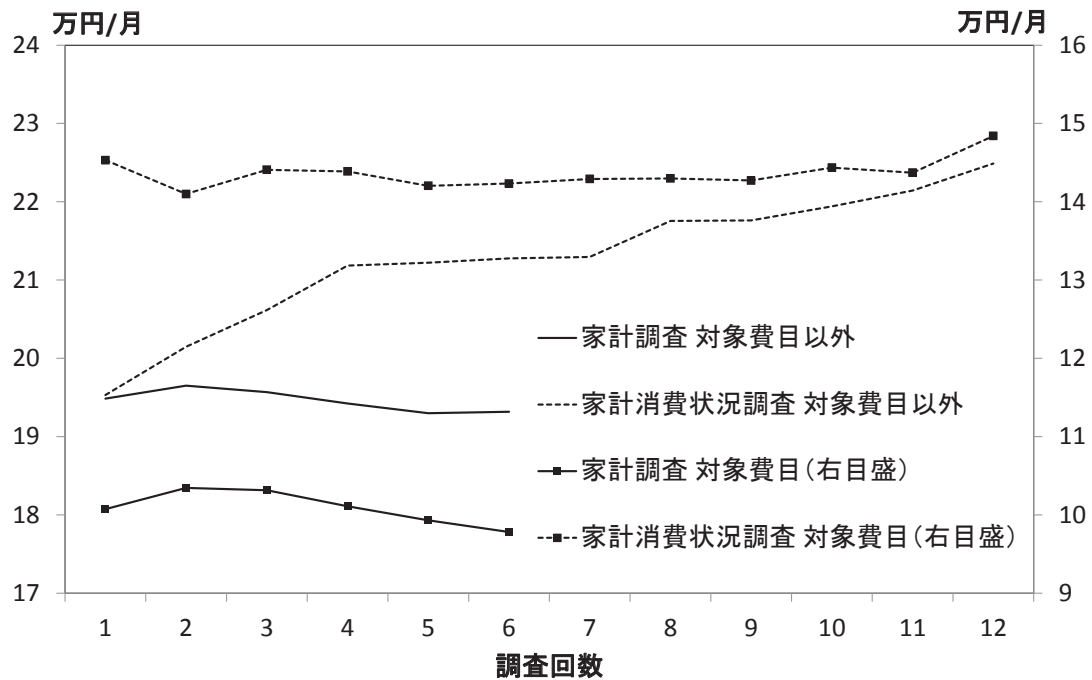
図5は、両統計の平均消費支出を、調査回数ごとにプロットしたものである。非対象品目については、すでに見たように、家計調査は調査

疲れによる下方バイアス、家計消費状況調査はサンプル脱落による上方バイアスによって、調査の回数を重ねるうちに平均支出が変化する。よりバイアスが小さいと考えられる調査開始1ヶ月目のサンプルだけを比較すれば、両統計の非対象品目への支出額はほぼ等しいことが分かる。

つまり、両統計の非対象品目への支出の差は両者それぞれのバイアスで説明できる。しかし、調査対象品目では、ここで指摘したバイアスの存在ははっきりとしない。その意味では、調査疲れやサンプル脱落では家計調査と家計消費状況調査の差を完全には説明できない。

また、注意が必要なのは、調査を継続することでバイアスが発生するという理由で、調査期間の短縮をすることは望ましいことではないということである。同一世帯を継続することには、実務的にも学術的にも大きな意味がある。実務的には、ローテーションパネルデータによって、多くの調査世帯が前月と同じである構

図5 調査の継続と消費支出



(出所) 家計調査・家計消費状況調査の個票より筆者作成。

造とすることで、標本入れ替えによる誤差が結果に大きな影響を与えることを回避できる。学術的には、パネルデータとして分析できることは、政策に対する家計の反応を計測する際などに、大きなアドバンテージとなる。しかも、調査疲れや脱落サンプルによるバイアスは、ローテーションパネルの構造のおかげで、調査疲れの度合いが大きくなるなどの構造変化がない限り、対前年比のような時系列動向には影響はない。その意味では、調査方法などを変更するよりも、バイアスに対する理解を深め、利用の際に対処することが望ましい。

Ⅲ-3. 家計調査と高額消費

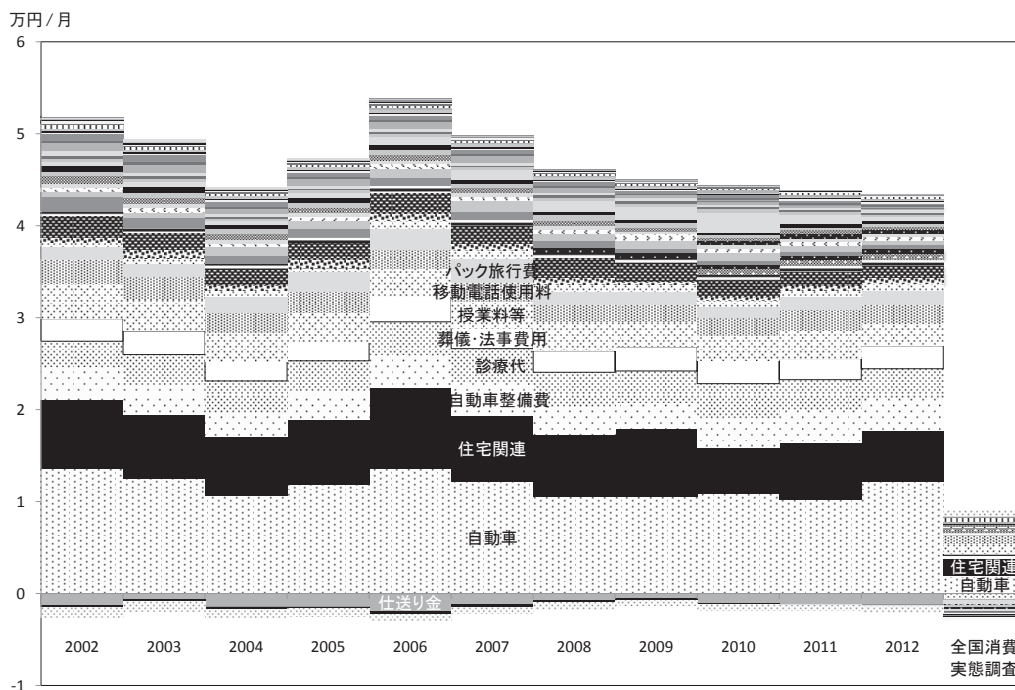
家計調査と家計消費状況調査の違いの約7割は、対象品目で発生している。ここでは、さら

に個々の調査品目ごとに家計調査と家計消費状況調査を比較することで、違いが発生するメカニズムを明らかにする。

家計消費状況調査の調査対象品目は、毎月の購入頻度が少ない高額商品を中心に選択されており、2002年の調査開始時点から多少の品目の入れ替えはあるが、常時50品目程度が調査対象とされている。ここでは、時系列的な比較可能性、家計調査との定義の整合性を高めるために、いくつかの品目をまとめて、対象品目を48品目とした¹⁴⁾。

図6は、各品目について、2002年から2012年のデータを用いて、家計調査と家計消費状況調査の差を積み上げたものである。図2で示したように対象品目全体で約5万円の差が発生していたが、その内訳を示したものである。図で

図6 家計消費状況調査の調査品目ごとの差

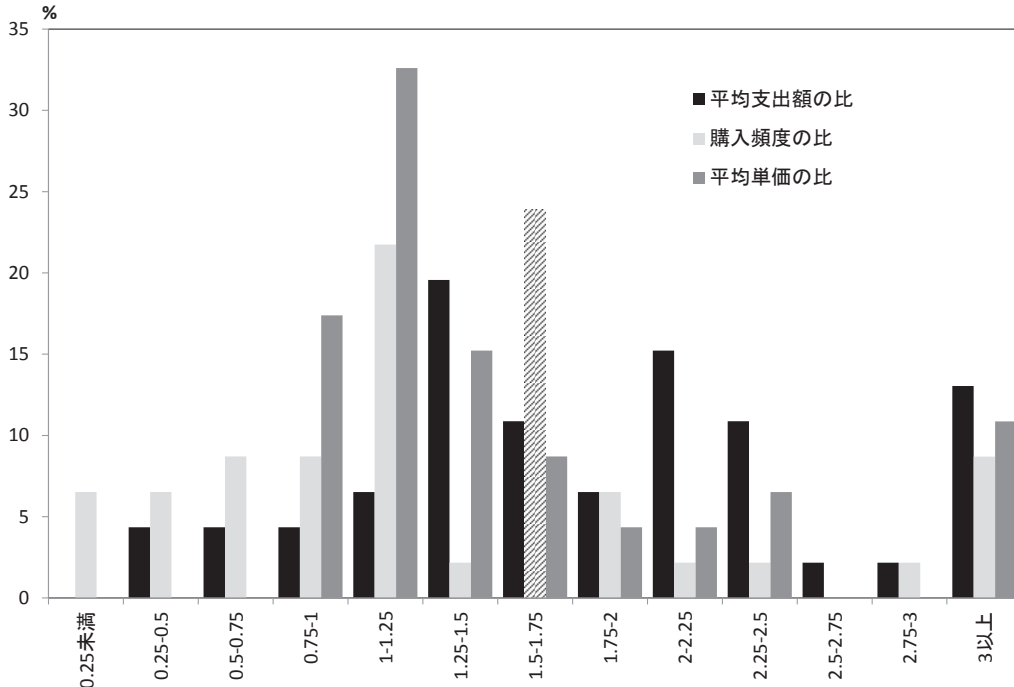


(注) 家計消費状況調査の調査品目を整理した48品目の、家計調査と家計消費状況調査での支出額の差。

(出所) 家計消費状況調査の個票より筆者作成。

14) 品目の定義等の詳細については「補論：家計調査と家計消費状況調査の品目対応」を参照のこと。

図7 購入頻度の差と平均単価の差



(注) 平均支出額購入頻度とは、全世帯のうち当該品目に正の支出を記録した世帯の割合。平均単価とは、購入世帯の平均支出額。

(出所) 2002年から2012年の家計調査・家計消費状況調査の個票より筆者作成。

は48品目すべてが表示されているが、2012年時点で差が大きい品目から順に自動車・住宅関連・自動車整備費・診療代・葬儀法事費用・授業料等・携帯電話使用料・パック旅行の8品目についてはラベルを明示している。これらの8品目で4万円程度の差が発生しており、全体の乖離幅の約8割を占めている。同じ図6には、2009年の全国消費実態調査と家計調査を比較した結果も掲載している。差の総額は小さいが、自動車と住宅関連で差の半分以上を占めており、傾向は類似している。

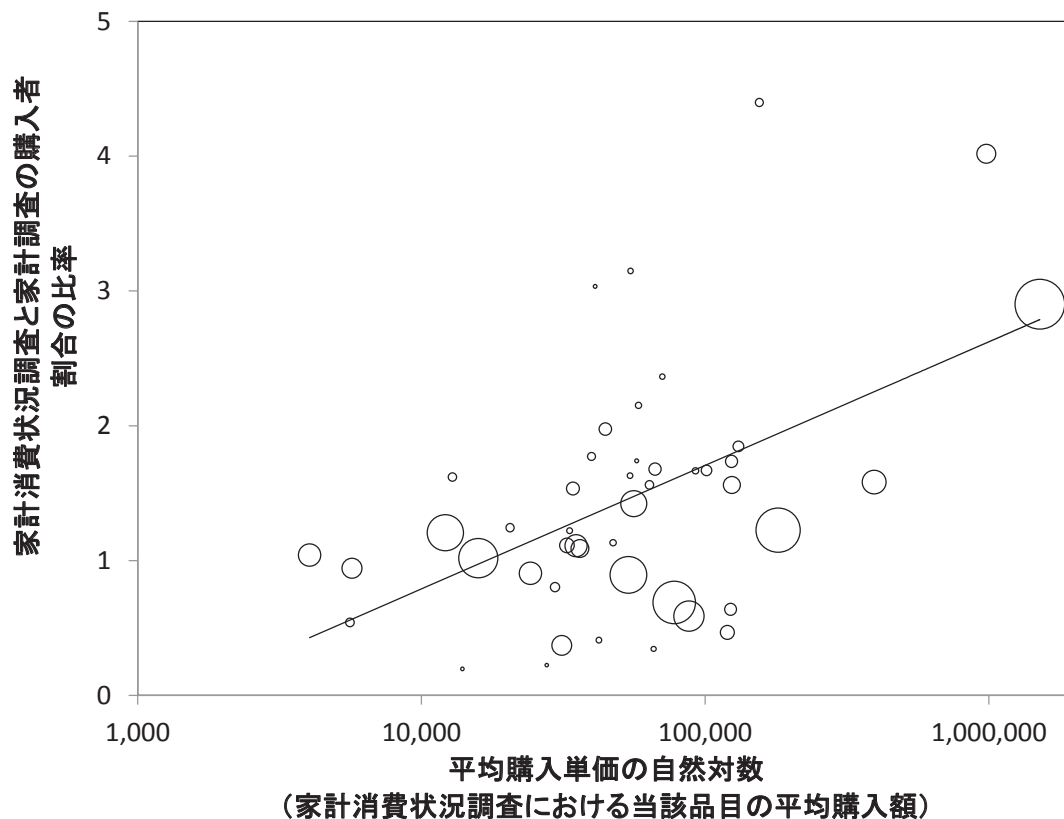
ここで示されたのは、家計調査よりも家計消費状況調査で記録された支出額が大きいことだけで、家計調査が過少なのか、家計消費状況調査が過大なのか、またはその両方なのかは明らかではない。それに対し、宇南山(2009)では、家計調査と家計消費状況調査の差を、家計調査で記録された支出が過少となった結果と解

釈した。その理由は、家計簿への自由記入方式で調査している家計調査では、記入漏れによる支出の過少推計の可能性がある一方で、対象品目を事前に調査票に示して支出額のみを記入するプリコード方式を採用している家計消費状況調査では記入漏れの可能性は低いからである。

しかし公表データのみを利用していたため、平均支出額の違いが記入漏れによるものなのかは示されていない。そこで、家計調査と家計消費状況調査の支出額を、以下のように、要因分解して比較し、解釈の妥当性を検討する。それぞれのデータの個票を用いれば、

$$\begin{aligned} \text{平均支出} &= (\text{当該品目に対し正の支出を} \\ &\quad \text{記録した家計の割合}) \\ &\quad \times (\text{支出した家計} \\ &\quad \quad \text{の平均支出額}) \end{aligned}$$

図8 平均単価と購入頻度の差



(注) 購入頻度とは、全世帯のうち当該品目に正の支出を記録した世帯の割合。平均単価とは、購入世帯の平均支出額。
(出所) 2002年から2012年の家計調査・家計消費状況調査の個票より筆者作成。

と分解することができる。ここでは、前者を購入頻度、後者を平均単価と呼ぶ。ただし、たとえば自動車を2台同時に購入するケースなども存在するため、財・サービスの単位当たりの価格という意味での単価ではない。

この要因分解によって、記入漏れが支出額の差の原因であるかを検討できる。記入漏れであれば、購入頻度には大きな差が生じるが、平均単価には大きな差は生じないからである。宇南山(2009)では、公表データを用いていたため、要因別の比較はできなかった。

図7は、対象品目のうち財・サービスの購入ではない「贈与金」と「仕送り金」以外の46品目について、家計調査と家計消費状況調査の平均支出額・購入頻度・平均単価の比を計算

し、それぞれのヒストグラムを描いたものである。平均支出額は、おおむね1から2.5の範囲にあり、家計消費状況調査の支出額が2倍程度であることが分かる。この違いを生んでいると考えられる購入頻度の比率は、約半数にあたる21品目が1.5を超えている。それに対し、平均単価の比率は、約3分の2にあたる30品目が0.75から1.5の範囲にあり、おおむね両統計が近い水準である。すなわち、平均支出額の違いの多くが購入頻度の差によって生じているという見方と整合的である。

さらに、購入頻度の比率と家計消費状況調査で計算した平均単価をプロットした図8によって、記入漏れが発生するメカニズムについても考察できる。一般に、単純な記入漏れは購入単

価が小さいほど高い確率で発生すると考えられる。家計が支出したこと自体を忘れる可能性が高いからである。しかし、ここでの散布図は右上がりになっており、高額な品目ほど記入漏れが多い。10万円を超える支出を忘れるとは考えにくいから、家計が意識的に記入をしていない可能性を示唆する。

その理由として、いくつかの仮説が考えられる。その1つは、単価の大きな財・サービスが通常の「家計簿」という概念となじまないため、調査世帯が記入するべきではないと判断している可能性である。また、結婚式や葬式などの儀礼的な行事への支出額を明らかにすることへの心理的抵抗も考えられる。さらに、意識的ではないが、海外旅行・結婚式・葬式などの支出をする場合は一般に多忙である可能性が高く調査に十分に協力できていない可能性もある。ここでは、具体的な理由については明らかにすることはできなかったが、調査方法の改善につながる可能性もあり、今後の課題としたい¹⁵⁾。

以上のように購入頻度について、家計調査が過少となっている可能性を検討したが、個別に見れば、平均単価についても一定の考察が必要である。たとえば、自動車の平均単価を比較すると、家計調査が138万円であるのに対し、家計消費状況調査は152万円である。この14万円の差の一定部分は、調査方法に起因すると考えられる。宇南山（2011）で指摘されているよう

に、家計調査では中古車の下取り価格が相殺されている。中古車の下取りは資産の売却として計上すべきであるが、新たに購入する自動車の実質的な値引きとして運用されることも多いため、新車の購入代金から中古車の下取り代金を差引いた金額を「自動車購入費」として計上しているのである。このような処理は、家計消費状況調査と比べ低い平均単価の原因となる。しかも、この場合は、家計調査の方がより「実態の」消費に近いことになる。

さらに、プリコード方式ではもともと意図していない項目が含まれる危険性もある。たとえば、自動車購入に関して、税や手続き費用を含んだ総額で回答されてしまう可能性があり、項目としては過大になる可能性がある。また、自動車整備費の平均単価についても、家計調査で25千円、家計消費状況調査で56千円となっている。家計調査では記入された内容を精査して集計段階で整備費と自動車重量税・自賠責保険などは区別して分類しているが、家計消費状況調査では家計が誤って総額を記入する可能性がある。その意味で、家計消費状況調査では、個別の品目に対する支出に、本来は含まれるべきでない要素が含まれている可能性がある。しかし、こうした問題は家計消費状況調査の調査品目の購入頻度は極めて小さいため、平均単価の誤差の影響は2次のオーダーとなり、平均支出額にはそれほど大きな影響を与えない。

IV. 結論

本論文では、日本の消費関連の主要な統計である家計調査・全国消費実態調査・国民生活基

15) 家計調査の高額消費が過少となる理由として、調査規模が小さいことを指摘されることがある。しかし、サンプルサイズは家計消費状況調査よりも大きい全国消費実態調査と家計調査の結果が類似していることから妥当な議論とは考えられない。また、家計消費状況調査の高額商品の購入頻度を見ると、第1回調査から第12回の調査までほとんど変化していない。そのため、家計調査の調査期間が短いために、購入が把握できないという仮説も妥当ではないと考える。

礎調査・家計消費状況調査日本の消費関連統計について、その概要を整理し、その調査結果を相互に比較した。統計間の相互比較を通じて、各統計の性質を明らかにすることが目的であった。

消費の最も重要なデータである家計調査の消費支出の総額は、国民生活基礎調査や全国消費実態調査で記録される消費支出の水準とおおむね整合的な動きをしていた。一方で、家計調査と家計消費状況調査には、無視できない消費水準の差が存在していた。ここでは、この差を品目のグループ別に観察することで、発生要因を検討した。これらの検討を踏まえると、各統計の特徴と使い方は以下のようにまとめることができる。

最も注目される消費の統計である家計調査は、月次という高い頻度で詳細な家計収支を把握している点で貴重な統計である。一方で、パネルデータであるために調査疲れバイアスが発生してしまう、自由記入で消費構造の変化を捉えるために耐久消費財などの高額消費が過少になっているなどの課題がある。こうした調査方法の問題は、学術的・実務的なメリットの対価であり、変更で対応することは望ましくない。

こうした家計調査の問題点を補完できる統計が、家計消費状況調査である。購入頻度の低い高額消費をより精確に把握できるように、月次統計でありながら約2万世帯を調査している。集計負担を軽減するために、事前に調査対象を限定するプリコード方式を採用しており、調査対象品目であれば記入漏れなどの誤差は小さいと考えられる。しかし、調査対象品目以外の内訳は分からず、サンプル脱落バイアスが大きい、収入や資産についての情報が限定されるなどの課題がある。

家計調査と家計消費状況調査を利用するには、個票を用いてパネル分析をすることができるのであれば、調査回数に基づく調査疲れバイ

アス・サンプル脱落バイアスへの対応が重要となる。特に、非耐久消費財の範囲においては、これらのバイアスだけを補正できればどちらの統計を用いても大きな問題はない。一般に公表されている集計データを用いる場合には、すでに総務省統計局が家計調査と家計消費状況調査を接合した「家計消費指数」を公表しており、この指数の活用することで少なくとも時系列的な推移は問題なく把握できる。

全国消費実態調査は、家計調査と類似した内容であり、サンプルサイズは遥かに大きい、5年に一度しか調査されない。その意味では、リアルタイムの動向ではなく、母子家庭などのマイノリティーの家計の消費行動に関心がある場合などに適したデータである。ただし、9月から11月の3ヶ月平均だけが利用可能であり、季節性の強い品目などは分析できない。また、家計調査と調査方法が類似している分、やはり高額消費については過少になっている可能性がある。利用に際しては、家計消費状況調査などで補完することが望ましい。

国民生活基礎調査は、消費の動向を把握するための統計でない。支出総額しか把握していないが水準そのものは家計調査とほぼ整合的である。逆に、家計調査と同様に高額消費については過少になっている可能性がある。また、5月の消費だけが調査対象であるため季節性は考慮することはできず、所得票の調査対象世帯以外は所得の情報がないなど、情報が制約される。健康状態や社会保険の状況などと消費の関係に関心がある場合を除いて、消費の中心的な情報源とはならない。

どの統計を用いるとしても、利用にあたっては、統計の作成方法に配慮することは欠かせない。各統計は、固有の目的や調査方法のために、一定の性質を持っている。その性質を理解した上で、統計を利用することで適切な分析が可能になる。

参 考 文 献

- 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴 (1995) 「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について (1) : 概念の相違と標本の偏りの問題の検討」『フィナンシャル・レビュー』第35号
- 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴 (1996) 「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について (2) : ミクロデータとマクロデータの整合性」『フィナンシャル・レビュー』第37号
- 宇南山卓 (2009) 「SNAと家計調査における貯蓄率の乖離—日本の貯蓄率低下の要因」RI-ETI Discussion Paper Series 10-J-003.
- 宇南山卓 (2011) 「家計調査の課題と改善に向けて」『統計と日本経済』1 (1), pp. 3-28
- 北村行伸 (2005) 『パネルデータ分析 (一橋大学経済研究叢書)』岩波書店
- 佐藤朋彦・武下朋広 (2009) 「家計消費状況調査における調査票回収率の低下による調査結果への影響について : 統計調査の民間委託から得られたインプリケーション」『統計研究彙報』第66号
- 佐藤朋彦・廣田恵美 (2014) 「家計収支の動向を的確に把握するために : 家計調査の結果を関連統計と比較する際のポイント」『統計Today』No.86
- 佐野晋平・多田隼士・山本学 (2015) 「世帯調査の方法と調査世帯の性質—世帯構成, 年収, 学歴に関する比較—」『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp.4-24.
- 多田隼士・三好向洋 (2015) 「家計収入の把握」『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp.25-39.
- 浜田浩児 (2007) 「家計調査とマクロ統計の比較と整合化」御船美智子/家計経済研究所編『家計研究へのアプローチ』ミネルヴァ書房第4章
- 村岸慶應 (1993) 「SNAと家計調査の貯蓄率の比較」『季刊国民経済計算』第99号 pp. 18-79
- 米澤香・金子治平 (2007) 「統計調査別の所得分布について」『統計学』第93号 pp. 20-34
- Banks, J. and P. Johnson (1998) How Reliable Is the Expenditure Survey? : Trends in Incomes and Expenditures over Time, Institute of Fiscal Studies : London.
- Stephens, Melvin Jr. and Takashi Unayama (2011) “The Consumption Response to Seasonal Income : Evidence from Japanese Public Pension Benefits,” *American Economic Journal : Applied Economics*, vol. 3, pp. 86-118.
- Stephens, Melvin Jr. and Takashi Unayama (2012) “The Impact of Retirement on Household Consumption in Japan,” *Journal of Japanese and International Economies*, vol. 26, pp. 62-83.
- Wooldridge, Jeffery M. (2010) *Econometric Analysis of Cross Section and Panel Data (2nd Edition)*, MIT press : Cambridge.

補論：家計調査と家計消費状況調査の品目対応

対応後品目名	家計消費状況調査品目名	家計調査品目名
移動電話使用料	移動電話（携帯電話，PHS）使用料	移動電話通信料
固定電話使用料	固定電話使用料（ケーブルテレビ電話使用料を含む）	固定電話通信料
インターネット・放送受信料	インターネット接続料（プロバイダ接続料のみ）	インターネット接続料
	インターネット接続料（定額制接続料（通信料込み））	放送受信料
	インターネット接続料（プロバイダ料金など）	NHK放送受信料
	ケーブルテレビ受信料（受信料のみ）	ケーブルテレビ受信料
	ケーブルテレビ受信料（受信料とインターネット接続料）	他の受信料
	B S デジタル放送・C S デジタル放送受信料	
たんす	たんす	たんす
ベッド	ベッド	ベッド
布団	布団	布団
		毛布
		敷布
		他の寝具類
机・いす（事務用・学習用）	机・いす（事務用・学習用）	書斎・学習用机・いす
食器戸棚	食器戸棚	食器戸棚
応接セット	応接セット	応接セット
ピアノ	ピアノ	ピアノ
	楽器（部品を含む）	その他の楽器
		楽器
背広服	背広服	背広服
婦人用スーツ・ワンピース	婦人用スーツ・ワンピース	婦人服
和服	和服（男子用・婦人用）	和服
腕時計	腕時計	腕時計
装身具（アクセサリ類）	装身具（アクセサリ類）	装身具
自動車（新車）	自動車（新車）	自動車購入
	自動車（中古車）	
自動車保険料（自賠償）	自動車保険料（自賠償）	自動車保険料（自賠償）
自動車保険料（任意）	自動車保険料（任意）	自動車保険料（任意）
自動車以外の原動機付輸送機器	自動車以外の原動機付輸送機器	自動車以外の輸送機器購入
自動車整備費	自動車整備費	自動車整備費

消費関連統計の比較

住宅関連	家屋に関する設備費・工事費・修理費（内装）	設備材料
	家屋に関する設備費・工事費・修理費（外装）	畳替え
	給排水関係工事費	給排水関係工事費
	植木・庭手入れ代	外壁・塀等工事費
		植木・庭手入れ代
		他の工事費
家賃	家賃	家賃・地代
	地代	
冷蔵庫（冷凍庫を含む）	冷蔵庫（冷凍庫を含む）	電気冷蔵庫
洗濯機（乾燥機, 脱水機を含む）	洗濯機（乾燥機, 脱水機を含む）	電気洗濯機
エアコンディショナ	エアコンディショナ	エアコンディショナ
ミシン	ミシン	ミシン
ステレオセット	ステレオセット	ステレオセット
パソコン	パソコン	パソコン
	携帯情報端末（PDA）	
移動電話機	移動電話機（携帯電話機, PHSの本体価格と加入料）	移動電話
	インターネット接続機能付固定電話機	他の通信機器
	ファクシミリ付固定電話機	
デジタル放送チューナー内蔵テレビ	デジタル放送チューナー内蔵テレビ	テレビ
	テレビ	
	デジタル放送用チューナー・アンテナ	
	デジタル放送チューナー内蔵テレビ以外のテレビ	
ビデオデッキ	ビデオデッキ（DVDレコーダー・プレーヤーなどを含む）	ビデオテープレコーダ
テレビゲーム	インターネット接続機能付テレビゲーム機	テレビゲーム
	テレビゲーム（ソフト含む）	ゲームソフト等
	パソコン用周辺機器・ソフト	
デジタルカメラ	デジタルカメラ	カメラ
	デジタルカメラ以外のカメラ	
	カメラ（使い捨てのカメラは除く）	
デジタルビデオカメラ	デジタルビデオカメラ	ビデオカメラ
	デジタルビデオカメラ以外のビデオカメラ	
	ビデオカメラ	
カー・ナビゲーション	インターネット接続機能付カー・ナビゲーション	対応品目なし
	カー・ナビゲーション	
診療代	歯科診療代	医科診療代
	歯科以外の診療代	歯科診療代
	出産入院料	出産入院料
	出産以外の入院料	他の入院料

診療代		整骨（接骨）・鍼灸院治療代
		マッサージ料金等（診療外）
		他の保健医療サービス
授業料等	国公立授業料等（幼稚園～大学，専修学校）	国公立小学校・私立小学校
	私立授業料等（幼稚園～大学，専修学校）	国公立中学校・私立中学校
		国公立高校・私立高校
		国公立大学・私立大学
		幼稚園
		専修学校
補習教育費	補習教育費（幼稚園～高校・予備校）	幼児・小学校補習教育
		中学校補習教育
		高校補習教育・予備校
有料道路料	有料道路料（ETC利用）	有料道路料
	有料道路料（ETC以外の利用）	
自動車教習料	自動車教習料	自動車教習料
航空運賃	航空運賃	航空運賃
宿泊料	宿泊料	宿泊料
バック旅行費	バック旅行費	バック旅行
	バック旅行費（国内）	国内バック旅行費
	バック旅行費（外国）	外国バック旅行費
スポーツ施設使用料	スポーツ施設使用料	スポーツクラブ使用料
		他のスポーツ施設使用料
挙式・披露宴費用	挙式・披露宴費用	婚礼関係費
葬儀・法事費用	葬儀・法事費用	葬儀関係費
信仰関係費	信仰関係費	信仰・祭祀費
		祭具・墓石

< 「フィナンシャル・レビュー」平成27年第2号（通巻第122号）2015年3月 >

全国消費実態調査における家計簿の調査期間短縮に係る議論について

平成 21 年全国消費実態調査研究会での議論

- ・平成 16 年全国消費実態調査の個票データを用いて、二人以上の世帯における家計簿の記入期間を 3 か月から 2 か月に短縮した場合の結果数値への影響を試算
- ・都道府県別の結果では、調査 1 か月目の標準誤差率が大きいことが判明
- ・この傾向は標本が 6 分の 1 ずつ均等に入れ替わる家計調査には認められない。したがって、全国消費実態調査における 9 月の標準誤差の大きさは、調査開始月で調査世帯が家計簿の記入に不慣れなことが要因の一つと考えられる

<消費支出の標準誤差率 (%)>

全国	9月：0.61	10月：0.62	11月：0.56	9～11月（3か月平均）：0.47
沖縄県	9月：6.36	10月：4.01	11月：4.17	9～11月（3か月平均）：3.92

- ・調査期間を 2 か月に短縮しても、前回並みの結果精度は維持すべきであるため、その場合に必要な標本数を試算すると、54,372 世帯→67,134 世帯（約 2 割増）となる
- ・3 か月を 2 か月にするという検討のきっかけは、調査の負担軽減のためであったが、調査世帯数が増えるとなると、調査員も増やさなければならなくなり、かえって地方の負担が増えることになるため、調査期間の短縮は行わないとの結論に

平成21年全国消費実態調査研究会(第1回)議事録

(調査期間短縮の議論のみ抜粋)

- 1 日 時： 平成19年11月20日(火) 13:30~15:00
- 2 場 所： 総務省統計局6階特別会議室
- 3 出席者： 大林座長、美添委員、廣松委員、永瀬委員、三宅経済統計課長(東京都)、遠藤参事(新潟市)
川崎統計局長、杉山調査企画課長、加藤調査企画課調査官、
大貫消費統計課長、佐藤消費統計課物価統計室長、小池消費統計課課長補佐(企画担当)、佐藤消費統計課課長補佐(審査担当)、平原消費統計課統計専門官、
田中消費統計課企画指導第二係長

6 議 事

議題1(平成21年全国消費実態調査に向けた取組について)：

大林座長：単身世帯の調査期間を昭和59年に1か月とした後、平成元年に再び2か月に戻したということであるが、どういった理由からだったのか。

佐藤補佐：昭和59年に簡素合理化の一環として1か月としたものの、相当ブレが大きく、5年前との比較も難しい、また、特異なデータが出てきた場合の処理が難しいということがあります、次の平成元年の調査では元の2か月に戻さざるを得なかった。

議題3(調査期間を短縮した場合の影響について)：

美添委員：季節性があるので、3か月を2か月にすることについては、個人的には抵抗があった。そもそも9月から11月をとったというのは、ボーナスがなく安定的なところをとるという趣旨で、昔から12月を除いて行っていた。そのような意味では、比較的安定的な時期がとれていると思うが、今後の位置付けとして、季節性については、1年間の中の3か月間の調査であるので十分分かるわけではないと割り切るかどうかであると思う。

今の説明を聞いていても、この3か月だけでも、教育費など費目によってはかなり季節性が出てくるものもあるということで、そこは、もし2か月にすると、これまでの結果との比較の際には注意する必要があるといった程度の提案になるのか。あるいは、過去の集計も例えば10月、11月の2か月でやってもらうとか。それをやってもらえば、3か月を諦めてもいいのかなという気がしてきた。

標準誤差がほとんどブレないということであるが、もともと全国レベルで5万もサンプルがあったので十分に小さかった。しかし、そもそも市でとりたいということをやっている調査なので、市の結果をとれるだけの信頼性を確保したいとなると、みるべきものは、各市の推計値の標準誤差である。市の中は、旧市の部分と旧郡部の部分が一緒になった大きなものである。それを捉えようとしたら、層内分散が大きくなってつらいものがあるのではないかとと思われる。そこをきちんとみたいのであれば、前回の全消の組換えをやって、分母まで合わせたらどうなるのかの推計を比較した上で、全市を調査することが可能かどうかを併せて検討できるのではないかと。将来に向けてチェックをした上で、3か月かどうかということとは違う問題になるが、全市を調査することが可能かどうかの検討はできると考える。

大貫課長：市について、今一番小さいところでは24世帯しか調査していない。結局、今でも使
いものにならないという意見もあって、少し期間を短くしてもサンプルを増やすという方が
吉に出るという面もあるかと考えている。

今回、3か月間から2か月間に変更することで経年的な比較ができなくなるという点につ
いて、少なくとも平成16年の結果については、今回試算的にやってみた2か月間の集計と同
じような方法による組換えで比較することになるのであろうと考えている。ただ、昭和34年
からが可能かということについては、十分な検討が必要である。

廣松委員：3か月を2か月にするという点で、資料3の2ページに「9月の標準偏差の大き
さは、調査開始月で調査世帯が家計簿の記入に不慣れなことが原因の一つではないか」とい
うコメントがあるが、10月・11月とすれば10月が開始月となるが、不慣れなことに伴う10月
の標準誤差の大きさは9月のときと同程度に出るものと判断されているのか。

大貫課長：おそらくそういうことが起きるのではないかと考えている。一つは、練習期間のよ
うなもの、5日とか1週間とか集計には使わないが練習をしてもらって調査員が指導をし、
その後で実際に集計を行う10月の記入を始めてもらうといった方法も少し考えている。

廣松委員：予算の制約も含めて可能なのであれば、練習期間を設けることは望ましい。

大林座長：そもそも9月、10月、11月で消費支出に季節性がある、9月はもともとばらつきが
大きいということはないか。

美添委員：家計調査でそれはみられない。

川崎局長：頭の体操になるが、教育費を9月に払うということが相当世の中に定着していて、
それで何十万円と支出される確率が高いのであれば、確かにあり得ることであって、そのよ
うな要素と記入不備のような要素とどっちがどのように効いているのかがよく分からないの
かもしれない。

大林座長：家計調査の結果がそれほどでもないという実績であれば、このペーパーにあるとお
りでいいのではないか。

永瀬委員：記入月によって変動しているとすると、資料3の一番下に「以上の結果は、10～11
月平均は9～10月をとるより望ましい」とあるが、もしそれが不慣れなものによるのであれば、
9月・10月をとった方が、いつも不慣れな9月ということで過去との接続によいのでは
ないか。

美添委員：単身が10月・11月であるので、9月・10月というのは選択肢としてはあまり可能性
は高くないのではないかと思う。

遠藤委員：単身は2か月ということで継続するのか。

大貫課長：然り。

三宅委員：この調査とは別で、平成21年は経済センサスもあり、現在、6月にするか7月にす
るかについて検討していただいているところ。7月の方が企業はよいと聞いているので、こ
の調査が1か月ズレるとすれば、我々実査を行う立場としては2か月にしていただきたい。

期間を短くして母数を増やすということになると、市町村の負担が大きくなる。具体的な
調査方法はここには書いていないが、前段階の名簿作成は行うのか。

小池補佐：従来どおり名簿作成を行う予定。

三宅委員：昨年度の調査方法の見直し検討会において、名簿作成をなくしてはどうかという意
見もあった。調査員の負担の更なる軽減となるので、その部分の検討もしてもらいたい。

都内で実験的なことを行っていて、勤労か勤労以外かは分からないが、住民基本台帳を使っ
て、郵送でいったん依頼をした上で、モニターに近い形だが協力世帯にのみ説明をするとい
うことをしている。この方法だと2割くらいの協力が得られ、国勢調査の分布と同じ分布に

なるので、このようなやり方についても検討してもらった上で、標本数を増やす方向で検討願いたい。

遠藤委員：調査区の中で数を増やすということか。調査区を増やすということか。今の1調査区当たり12世帯は変わらないのか。

小池補佐：1調査区当たり12世帯は変わらず、調査区数を増やすということ。

遠藤委員：それであれば問題ない。

川崎局長：三宅委員の御意見について、2割くらいということであれば、相当バイアスが入る危険があると思う。たとえ男女・年齢が合っていたとしても、それがちゃんと家計を代表しているかどうかということについては、検証が必要。

調査区数を増やしていった場合、管理の方が大変になるわけであって、世帯名簿を作成する作業をいかに簡略化するか、どのようにして調査員の負担を軽くするかという中で、住民基本台帳から補助的な情報をもらうなどいろんな工夫があるのかもしれないが、そのようないろんなアプローチを組み合わせ、結果的に現場の負担が軽くなるということが望ましい。あまりサンプルが絞られてしまうと、いくらサンプルがあっても結局偏ったサンプルになる危険もあるので、できるだけカバーの高いサンプルに持っていったらよいと思っている。

三宅委員：都市部においては、全消は非常に難しい調査であり、1調査区で結論が得られればよいが、拡張に拡張を続けるという実態がある。2割がとれば偏りはないのではないかと考えているので、全国ベースとやり方が異なることがよいかは分からないが、少なくとも都市部ではあまり偏りはないものと考えているので、この方法についても検討願いたい。

美添委員：2か月というのは、全消はたくさんの利用者がいるわけなので、利用者の意見を慎重に確認する必要がある。

大林座長：それに関連して、さかのぼり集計を行う場合、どこまでさかのぼることができるかは大きな要素であるので、その点もよく検討されたい。

以上

平成21年全国消費実態調査研究会(第2回)議事録

(調査期間短縮の議論のみ抜粋)

- 1 日 時： 平成20年3月6日(木) 10:00~12:00
- 2 場 所： 総務省統計局6階特別会議室
- 3 出席者： 大林座長、美添委員、廣松委員、永瀬委員、三宅委員(東京都)、佐藤新潟市政策企画部企画調整課統計係長(遠藤委員代理)
川崎統計局長、下河内統計調査部長、杉山調査企画課長、加藤調査企画課調査官、大貫消費統計課長、小池消費統計課課長補佐(企画担当)、佐藤消費統計課課長補佐(審査担当)、平原消費統計課統計専門官、田中消費統計課企画指導第二係長

6 議 事

議題3(平成21年全国消費実態調査の標本設計について)：

廣松委員：資料にある2か月間にしたときの資料であるが、これは9月・10月、10月・11月のどちらで検討されたものか。

田中係長：9月というのは、記入に不慣れなためにブレが大きくなるということなので、仮にどちらにしたとしても最初の1か月はブレるということから、この試算値では9月・10月の試算値を使った。

廣松委員：二人以上世帯で、基準抽出率とあるが、これはどこから計算したものか。

田中係長：初めに、トータルの枠の標本数を市町村ごとに比例して配分し、精度を維持するための微調整をあとから行っており、最初は少なめに配分しているのだが、各都市階級別の変動係数の誤差から、各都市階級別に必要な標本数を出して、それを足し上げた数である。

美添委員：層に分けるのは、都道府県と地域だけか。ほかに調査区属性では分けないのか。

田中係長：町村を抽出する際、農林漁家世帯の比率で分けている。

美添委員：町村の層別で分けているということか。

田中係長：市はしっ皆であるので、層化といっても特に分けているわけではない。

佐藤補佐：調査区の中から世帯を抽出する際は、勤労者世帯と勤労者以外の世帯、それから農家などの名簿を作成する。どの単位区を当てるかというときは、あらかじめ単位区の名簿が国勢調査であって、その調査区のリストを並べておいて、確率比例などで選んでくるのであり、層化も何も行ってない。

美添委員：1番重要な話は2か月が可能かというところである。先程も説明があったが、調査開始月と2か月目・3か月目と微妙に結果が違う。これは、調査開始月は記入に不慣れであることやそれ以降は自分で記入することによって少し行動が変わったということなどいろいろな原因があるのであろうが、結果として、1か月目が多少違う動きをしている。従来は2か月目・3か月目の信頼性が高かった、記入に慣れてきたということで、こちらの方が真実の生活に近いのかと思う。もし、2か月にするということになれば、従来とかなり性格が違う意味合いを持つのではないかと感じる。考えていないとは思いますが、1か月にするというのは、絶望的、非常にこわい結果になる。いずれにしても、3か月で可能かどうかよく検討する必要がある。

2か月にして精度を落とさないとしたらという条件付きであるが、世帯数が大きく増えて、短期間ではある調査員の負担を上げて、ただでさえ調査員の確保に徒労している都道府県で

迎されないような気がする。

三宅委員：委員御指摘のとおり。

2か月にした場合、調査単位区は最大でどのくらい増えるのか。

小池補佐：現在まだ検討中である。

三宅委員：負担が非常に大きいので、調査員の負担増の部分をカバーできるのかは即答できない状況であるが、ちなみに、市町村からいわれているのは、「市町村でやりたくない、都道府県単位で行ってほしい」ということであって、東京都としても非常に厳しい立場であるということをお理解いただきたい。

美添委員：3か月を2か月にするという検討のきっかけは、調査の負担ということだったと思うが、調査員が世帯を説得する数という面からみると、2か月にするとそれが増えることになる。そうすると、最初に説得する世帯の数が数%増えることと3か月でお願いしますということとどちらの負担が重いのだろうかということは、実査に携わる方の意見を慎重に聴く必要があるのではないかと感じている。

佐藤委員：実査を担当している市町村の立場ということで御意見申し上げる。この調査は、調査客体にとっても調査員にとっても大変過酷な、難しい調査ということで御理解いただいていると思う。その中で、3か月は客体にも調査員にも負担が大きいので2か月に減らしてもらいたいという要望をしているのだが、今回の話で、逆に2か月になると客体数が増えるだろうということになると、調査員数を増やすしかないところ、現在調査員を見つけるということはかなり難しい事務となっており、更にこの調査の難しさからベテランの調査員が必要となるので、確保がかなり難しくなるのではないかと感じている。

現在、1調査単位区当たり12世帯ということで話があったが、拒否する世帯も多いので、調査員の負担を減らすためにもこの世帯数を減らすことは可能であるかということをお伺いしたい。

調査単位区の中で世帯名簿を作成する際、事前の案内を配ってから調査客体を探す。そこで客体を見つけきれなかった場合に調査区を拡張するのだが、このとき新しい調査区は何の事前配布も行われていない状況であり、調査員が飛び込みでお願いすることになり、客体を確保することが非常に困難である。

1調査単位区当たりの世帯数を減らすことによって、拡張を防ぐこともでき、調査員の拡張による負担も下がるので、いろいろな標本設計の考え方があると思うが、要望させてもらいたい。

2か月に減らして調査世帯数が増えるということに関しては、持ち帰って区の調査員などと相談してからにしたいと思っている。

美添委員：調査区の拡張について、東京都では大変だと伺っているものの我々は実態をよく承知していないのだが、地方にいくと協力度は高いという話を聞いているのだが、新潟市は厳しいということか。つまり、1調査区の中で必要な調査世帯数を減らすというアイデアは、大都市等で調査区の拡張を繰り返しているようなところではメリットはあると思うのだが、調査員の負担は、違う調査区になって大変になるのではないかと。それであれば、今二つである調査区を三つにしておくなどの方法がよいのではないかと。初めから大きい地域に設定し、事前の広報ができる状態を作っておいた方がよいのではないかと。

三宅委員：調査区の事前情報として名簿の作成というものがあるのだが、調査区を拡大すると、1調査区当たりを100だとすると、3調査区を合わせると300もの名簿を作成する必要が出てくるので、なかなか厳しいところがある。やはり前振りのところで何か工夫をしていただきたいと思う。これがクリアできれば、調査区を拡大することは可能かもしれない。

小池補佐：検討する。

大林座長：仮に2か月にした場合、どうしても調査対象が増えるということで、まず確保が大変であるという入り口の議論がある。このあたりはまた実際に調査をする他の自治体の意見もあるということで、今日提示のあった案を大枠としながら、今の設計の仕方では本当によいのかということもあるので、更に工夫の余地があるかということをよく検討してもらって次回以降議論を続けていきたいと思う。

三宅委員：国勢調査ベースの名簿を使ってできないかというやり方について、先生方にお聞きしないといけないが、新たに作成しなくてもできるのではないかと。だいたい1割程度の誤差でよいのではないかと考えているので、その点も是非検討していただきたい。

大貫課長：今回は、5月か6月にモニター試験調査の結果が上がってくるので、その時点での開催を予定している。具体的な日程については別途御相談させていただく。

以上

※第3回以降、調査期間短縮の議論なし

全国消費実態調査の二人以上の世帯における調査期間を短縮した場合の影響

全国消費実態調査では、家計収支を把握するために調査世帯のうち二人以上の世帯には3か月間、単身世帯には2か月間にわたり家計簿を記入してもらっている。

家計簿の記入は調査世帯においてたいへんな作業であり、かねてよりその負担軽減のための方策が考えられているところである。そこで、調査期間(家計簿の記入期間)の短縮が可能かどうかを検討するため、二人以上の世帯において家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮した場合の結果数値への影響を試算した。

試算方法としては、平成16年全国消費実態調査の個票データを使用し、公表と同様の計算方法により「9～11月の各1か月分」、「9、10月と10、11月分の2か月間の平均」の収支、変動係数及び標準誤差率を算出し、公表数値と比較した。

なお、平成16年全国消費実態調査は市部では、調査単位区及び世帯を単位とする層化2段抽出、郡部では町村、調査単位区及び世帯を単位とする層化3段抽出により調査世帯を選定しているため、標準誤差及び標準誤差率は市町村間分散、調査単位区間分散及び調査単位区内分散の不偏推定値を用いて推計している。

1 消費支出について

(1) 全国

① 3か月平均からの水準差(表1)

- ・全世帯 10-11月平均 -0.0%、9-10月平均 +1.9%
- ・勤労者世帯 10-11月平均 -0.3%、9-10月平均 +2.2%

② 3か月平均からの標準誤差の増加(表2-1、表2-2)

- ・全世帯 10-11月平均 +0.03ポイント、9-10月平均 +0.05ポイント
(6.4%) (10.6%)
- ・勤労者世帯 10-11月平均 +0.03ポイント、9-10月平均 +0.05ポイント
(5.7%) (9.4%)

(2) 都道府県別

3か月平均からの標準誤差率の増加(表3-1、表3-2)

- ・全世帯 10-11月平均 最大+0.37ポイント、9-10月平均 最大+0.74ポイント
(11.5%) (17.1%)
- ・勤労者世帯 10-11月平均 最大+0.52ポイント、9-10月平均 最大+1.01ポイント
(12.3%) (20.1%)

以上の結果は、10～11月平均は9～10月平均をとるより望ましいことを示唆する。しかし、実際には以下の通り、調査1か月目の標準誤差率、変動係数が大きいことが影響していると考えられる。

1 か月平均の結果は、各都道府県とも標準誤差率、変動係数ともに9月が大きい傾向がみられる。この傾向は標本が6分の1ずつ均等に入れ替わる家計調査には認められない。したがって、全国消費実態調査における9月の標準誤差の大きさは、調査開始月で調査世帯が家計簿の記入に不慣れなことが要因の一つと考えられる。

例えば、沖縄県の標準誤差は、9月:6.36%、10月:4.01%、11月:4.17%
変動係数は、9月116.6、10月:66.29、11月69.95である。

2. 費目別支出額の3か月平均からの標準誤差率の増加（全国・全世帯 表4-1～表5-2）

・食料	10-11月平均 +0.01ポイント、9-10月平均 +0.01ポイント
・光熱・水道	10-11月平均 -0.01ポイント、9-10月平均 +0.00ポイント
・住居	10-11月平均 +0.37ポイント、9-10月平均 +0.52ポイント
・家具・家事用品	10-11月平均 +0.10ポイント、9-10月平均 +0.28ポイント
・交通・通信	10-11月平均 +0.18ポイント、9-10月平均 +0.27ポイント
・教育	10-11月平均 +0.37ポイント、9-10月平均 +0.25ポイント

資料3 (付表)

表1 月別消費支出 (全国)

(円)

	9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9~11月
全世帯						
消費支出	320,294	331,723	308,176	326,016	319,948	320,063
9~11月平均との差	231	11,660	-11,887	5,952	-115	-
差/9~11月平均	0.1(%)	3.6(%)	-3.7(%)	1.9(%)	0.0(%)	-
勤労者世帯						
消費支出	341,341	351,888	324,419	346,607	338,145	339,212
9~11月平均との差	2,129	12,677	-14,793	7,396	-1,067	-
差/9~11月平均	0.6(%)	3.7(%)	-4.4(%)	2.2(%)	-0.3(%)	-

表2-1 消費支出に関する各種係数（全国・全世帯）

	9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
平均（円）	320,294	331,723	308,176	326,016	319,948	320,063
標準偏差（円）	275,901	279,610	240,254	228,081	214,621	199,783
変動係数（×100）	86.14	84.29	77.96	69.96	67.08	62.42
標準誤差（円）	1,954	2,057	1,726	1,695	1,600	1,504
標準誤差率（％）	0.61	0.62	0.56	0.52	0.50	0.47

9～11月平均との差

	9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
平均（円）	231	11,660	-11,887	5,952	-115	-
標準偏差（円）	76,118	79,826	40,471	28,297	14,838	-
変動係数（×100）	23.72	21.87	15.54	7.54	4.66	-
標準誤差（円）	449	552	221	191	95	-
標準誤差率（ポイント）	0.14	0.15	0.09	0.05	0.03	-

表2-2 消費支出に関する各種係数（全国・勤労者世帯）

	9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
平均（円）	341,341	351,888	324,419	346,607	338,145	339,212
標準偏差（円）	270,991	272,010	233,452	222,626	207,959	194,538
変動係数（×100）	79.39	77.30	71.96	64.23	61.50	57.35
標準誤差（円）	2,458	2,393	2,109	2,010	1,894	1,798
標準誤差率（％）	0.72	0.68	0.65	0.58	0.56	0.53

9～11月平均との差

	9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
平均（円）	2,129	12,677	-14,793	7,396	-1,067	-
標準偏差（円）	76,453	77,472	38,914	28,088	13,421	-
変動係数（×100）	22.04	19.95	14.61	6.88	4.15	-
標準誤差（円）	660	595	311	212	96	-
標準誤差率（ポイント）	0.19	0.15	0.12	0.05	0.03	-

表3-1 都道府県別消費支出に関する各種係数（全世帯）

	変動係数			標準誤差率 (%)		
	9,10月	10,11月	9~11月	9,10月	10,11月	9~11月
01 北海道	61.91	60.74	56.63	2.12	2.01	1.94
02 青森県	64.17	56.91	58.15	4.88	4.58	4.42
03 岩手県	80.18	66.34	68.71	4.26	4.01	3.86
04 宮城県	66.62	68.22	59.84	4.18	4.12	3.76
05 秋田県	64.24	60.04	57.51	4.40	4.01	3.98
06 山形県	77.58	69.03	67.38	3.60	3.34	3.24
07 福島県	65.82	66.12	58.04	3.45	3.18	3.11
08 茨城県	75.05	64.52	64.47	2.96	2.91	2.69
09 栃木県	70.10	59.58	62.92	3.54	3.50	3.26
10 群馬県	72.37	68.32	64.85	4.02	3.82	3.60
11 埼玉県	67.21	65.99	59.79	1.87	1.77	1.69
12 千葉県	67.25	63.96	59.79	2.02	1.91	1.80
13 東京都	67.79	66.56	60.39	2.38	2.34	2.15
14 神奈川県	66.09	59.12	57.42	2.03	2.01	1.84
15 新潟県	83.22	75.87	69.61	3.95	3.67	3.46
16 富山県	64.57	63.90	59.31	4.76	4.27	4.06
17 石川県	70.85	72.67	62.84	4.58	4.24	3.95
18 福井県	70.80	69.38	61.02	4.21	3.90	3.68
19 山梨県	58.32	59.61	55.19	4.87	4.67	4.38
20 長野県	77.71	83.15	69.99	3.68	3.41	3.30
21 岐阜県	71.20	65.34	62.97	3.68	3.48	3.32
22 静岡県	70.49	66.43	61.75	2.85	2.72	2.56
23 愛知県	66.03	65.15	59.85	2.11	1.91	1.88
24 三重県	72.28	72.25	65.63	3.83	3.53	3.41
25 滋賀県	76.70	82.72	75.11	4.21	3.70	3.62
26 京都府	73.51	67.88	62.77	4.00	3.94	3.64
27 大阪府	71.87	70.45	65.10	2.15	2.10	1.94
28 兵庫県	70.04	69.85	63.38	2.51	2.44	2.28
29 奈良県	56.40	60.78	53.97	4.28	3.71	3.67
30 和歌山県	102.29	70.35	82.36	4.64	4.53	4.20
31 鳥取県	86.55	87.20	73.57	3.84	3.87	3.55
32 島根県	79.94	73.93	69.15	4.12	4.14	3.77
33 岡山県	64.63	60.24	59.08	3.54	3.58	3.21
34 広島県	63.69	68.76	61.92	3.11	2.99	2.82
35 山口県	65.73	64.49	59.10	3.54	3.59	3.28
36 徳島県	80.16	78.66	74.37	5.08	4.36	4.34
37 香川県	82.46	72.11	68.52	4.26	3.80	3.73
38 愛媛県	71.60	63.83	62.15	4.76	4.23	4.11
39 高知県	66.40	64.73	60.98	4.93	4.38	4.26
40 福岡県	68.25	67.29	61.34	2.48	2.60	2.35
41 佐賀県	64.16	67.66	60.92	4.26	4.33	4.02
42 長崎県	66.65	61.61	60.03	4.15	4.21	3.94
43 熊本県	60.45	60.61	56.75	4.18	4.22	3.93
44 大分県	67.83	64.77	61.84	4.01	3.92	3.72
45 宮崎県	60.91	67.88	59.51	4.24	4.15	3.93
46 鹿児島県	68.27	62.94	60.75	4.25	4.36	4.08
47 沖縄県	76.88	59.18	65.81	4.40	3.63	3.92

表3-1 都道府県別消費支出に関する各種係数（全世帯）
9～11月平均との差 (ポイント)

	変動係数			標準誤差率		
	9,10月	10,11月	9～11月	9,10月	10,11月	9～11月
01 北海道	5.28	4.11	0.00	0.18	0.07	-
02 青森県	6.02	-1.24	0.00	0.46	0.16	-
03 岩手県	11.47	-2.37	0.00	0.40	0.15	-
04 宮城県	6.78	8.38	0.00	0.42	0.36	-
05 秋田県	6.73	2.53	0.00	0.42	0.03	-
06 山形県	10.20	1.65	0.00	0.36	0.10	-
07 福島県	7.78	8.08	0.00	0.34	0.07	-
08 茨城県	10.58	0.05	0.00	0.27	0.22	-
09 栃木県	7.18	-3.34	0.00	0.28	0.24	-
10 群馬県	7.52	3.47	0.00	0.42	0.22	-
11 埼玉県	7.42	6.20	0.00	0.18	0.08	-
12 千葉県	7.46	4.17	0.00	0.22	0.11	-
13 東京都	7.40	6.17	0.00	0.23	0.19	-
14 神奈川県	8.67	1.70	0.00	0.19	0.17	-
15 新潟県	13.61	6.26	0.00	0.49	0.21	-
16 富山県	5.26	4.59	0.00	0.70	0.21	-
17 石川県	8.01	9.83	0.00	0.63	0.29	-
18 福井県	9.78	8.36	0.00	0.53	0.22	-
19 山梨県	3.13	4.42	0.00	0.49	0.29	-
20 長野県	7.72	13.16	0.00	0.38	0.11	-
21 岐阜県	8.23	2.37	0.00	0.36	0.16	-
22 静岡県	8.74	4.68	0.00	0.29	0.16	-
23 愛知県	6.18	5.30	0.00	0.23	0.03	-
24 三重県	6.65	6.62	0.00	0.42	0.12	-
25 滋賀県	1.59	7.61	0.00	0.59	0.08	-
26 京都府	10.74	5.11	0.00	0.36	0.30	-
27 大阪府	6.77	5.35	0.00	0.21	0.16	-
28 兵庫県	6.66	6.47	0.00	0.23	0.16	-
29 奈良県	2.43	6.81	0.00	0.61	0.04	-
30 和歌山県	19.93	-12.01	0.00	0.44	0.33	-
31 鳥取県	12.98	13.63	0.00	0.29	0.32	-
32 島根県	10.79	4.78	0.00	0.35	0.37	-
33 岡山県	5.55	1.16	0.00	0.33	0.37	-
34 広島県	1.77	6.84	0.00	0.29	0.17	-
35 山口県	6.63	5.39	0.00	0.26	0.31	-
36 徳島県	5.79	4.29	0.00	0.74	0.02	-
37 香川県	13.94	3.59	0.00	0.53	0.07	-
38 愛媛県	9.45	1.68	0.00	0.65	0.12	-
39 高知県	5.42	3.75	0.00	0.67	0.12	-
40 福岡県	6.91	5.95	0.00	0.13	0.25	-
41 佐賀県	3.24	6.74	0.00	0.24	0.31	-
42 長崎県	6.62	1.58	0.00	0.21	0.27	-
43 熊本県	3.70	3.86	0.00	0.25	0.29	-
44 大分県	5.99	2.93	0.00	0.29	0.20	-
45 宮崎県	1.40	8.37	0.00	0.31	0.22	-
46 鹿児島県	7.52	2.19	0.00	0.17	0.28	-
47 沖縄県	11.07	-6.63	0.00	0.48	-0.29	-

表3-2 都道府県別消費支出に関する各種係数（勤労者世帯）

	変動係数			標準誤差率 (%)		
	9,10月	10,11月	9~11月	9,10月	10,11月	9~11月
0 1 北海道	56.85	59.06	52.73	2.43	2.44	2.24
0 2 青森県	56.94	54.09	51.81	5.82	5.37	5.23
0 3 岩手県	63.71	55.87	57.04	5.15	4.80	4.71
0 4 宮城県	62.57	67.03	57.47	4.70	4.76	4.24
0 5 秋田県	58.75	52.28	52.20	5.34	4.90	4.84
0 6 山形県	82.87	68.86	70.07	4.27	4.01	3.93
0 7 福島県	61.48	61.18	54.90	4.34	3.93	3.91
0 8 茨城県	71.80	61.74	60.82	3.44	3.36	3.09
0 9 栃木県	60.66	57.98	56.16	4.14	4.07	3.74
1 0 群馬県	73.38	65.78	64.36	4.70	4.47	4.14
1 1 埼玉県	61.97	61.31	55.94	2.17	2.03	1.93
1 2 千葉県	61.24	65.13	56.90	2.41	2.24	2.14
1 3 東京都	57.99	53.88	52.41	2.52	2.42	2.32
1 4 神奈川県	58.93	55.12	53.58	2.28	2.19	2.09
1 5 新潟県	76.83	73.16	63.98	4.86	4.39	4.15
1 6 富山県	67.45	66.19	61.04	6.03	5.31	5.02
1 7 石川県	72.54	71.05	61.52	5.80	5.19	4.96
1 8 福井県	71.03	70.95	60.84	5.29	4.62	4.47
1 9 山梨県	56.83	60.33	54.17	5.63	5.25	4.94
2 0 長野県	75.54	72.92	62.23	4.45	4.21	4.02
2 1 岐阜県	63.98	60.56	57.39	4.09	4.03	3.66
2 2 静岡県	65.75	63.18	56.42	3.10	3.12	2.81
2 3 愛知県	58.40	55.46	51.72	2.31	2.18	2.05
2 4 三重県	70.28	72.84	64.51	4.09	3.91	3.64
2 5 滋賀県	71.39	67.10	68.53	4.35	4.10	3.87
2 6 京都府	65.10	52.45	55.37	4.32	4.36	4.00
2 7 大阪府	64.46	58.76	57.78	2.40	2.26	2.15
2 8 兵庫県	67.14	68.19	60.77	2.79	2.62	2.51
2 9 奈良県	57.48	60.84	53.84	4.43	4.06	3.96
3 0 和歌山県	68.26	62.84	61.18	5.30	5.32	4.88
3 1 鳥取県	93.15	93.50	75.73	5.17	5.07	4.65
3 2 島根県	89.10	72.78	72.22	5.60	5.45	4.96
3 3 岡山県	63.74	61.57	59.05	4.71	4.60	4.12
3 4 広島県	60.18	57.08	54.64	4.08	3.75	3.61
3 5 山口県	59.70	61.52	54.07	4.76	4.61	4.21
3 6 徳島県	66.85	66.80	60.35	6.07	5.63	5.34
3 7 香川県	73.80	67.38	62.15	4.71	4.33	4.08
3 8 愛媛県	60.61	56.88	52.41	5.60	5.07	4.81
3 9 高知県	64.19	60.73	56.77	5.41	5.15	4.73
4 0 福岡県	67.60	63.45	59.25	3.05	3.03	2.82
4 1 佐賀県	56.99	48.78	49.95	5.50	5.21	4.98
4 2 長崎県	56.60	55.11	54.02	5.16	4.96	4.70
4 3 熊本県	52.36	56.25	51.09	4.99	4.77	4.52
4 4 大分県	61.58	62.44	58.15	4.66	4.41	4.19
4 5 宮崎県	57.41	60.10	52.56	5.11	4.81	4.61
4 6 鹿児島県	65.85	58.34	57.05	5.10	4.93	4.69
4 7 沖縄県	77.53	50.00	63.39	5.29	3.55	4.49

表3-2 都道府県別消費支出に関する各種係数（勤労者世帯）
9～11月平均との差 (ポイント)

	変動係数			標準誤差率		
	9,10月	10,11月	9～11月	9,10月	10,11月	9～11月
01 北海道	4.12	6.33	0.00	0.19	0.20	-
02 青森県	5.13	2.28	0.00	0.59	0.14	-
03 岩手県	6.67	-1.17	0.00	0.44	0.09	-
04 宮城県	5.10	9.56	0.00	0.46	0.52	-
05 秋田県	6.55	0.08	0.00	0.50	0.06	-
06 山形県	12.80	-1.21	0.00	0.34	0.08	-
07 福島県	6.58	6.28	0.00	0.43	0.02	-
08 茨城県	10.98	0.92	0.00	0.35	0.27	-
09 栃木県	4.50	1.82	0.00	0.40	0.33	-
10 群馬県	9.02	1.42	0.00	0.56	0.33	-
11 埼玉県	6.03	5.37	0.00	0.24	0.10	-
12 千葉県	4.34	8.23	0.00	0.27	0.10	-
13 東京都	5.58	1.47	0.00	0.20	0.10	-
14 神奈川県	5.35	1.54	0.00	0.19	0.10	-
15 新潟県	12.85	9.18	0.00	0.71	0.24	-
16 富山県	6.41	5.15	0.00	1.01	0.29	-
17 石川県	11.02	9.53	0.00	0.84	0.23	-
18 福井県	10.19	10.11	0.00	0.82	0.15	-
19 山梨県	2.66	6.16	0.00	0.69	0.31	-
20 長野県	13.31	10.69	0.00	0.43	0.19	-
21 岐阜県	6.59	3.17	0.00	0.43	0.37	-
22 静岡県	9.33	6.76	0.00	0.29	0.31	-
23 愛知県	6.68	3.74	0.00	0.26	0.13	-
24 三重県	5.77	8.33	0.00	0.45	0.27	-
25 滋賀県	2.86	-1.43	0.00	0.48	0.23	-
26 京都府	9.73	-2.92	0.00	0.32	0.36	-
27 大阪府	6.68	0.98	0.00	0.25	0.11	-
28 兵庫県	6.37	7.42	0.00	0.28	0.11	-
29 奈良県	3.64	7.00	0.00	0.47	0.10	-
30 和歌山県	7.08	1.66	0.00	0.42	0.44	-
31 鳥取県	17.42	17.77	0.00	0.52	0.42	-
32 島根県	16.88	0.56	0.00	0.64	0.49	-
33 岡山県	4.69	2.52	0.00	0.59	0.48	-
34 広島県	5.54	2.44	0.00	0.47	0.14	-
35 山口県	5.63	7.45	0.00	0.55	0.40	-
36 徳島県	6.50	6.45	0.00	0.73	0.29	-
37 香川県	11.65	5.23	0.00	0.63	0.25	-
38 愛媛県	8.20	4.47	0.00	0.79	0.26	-
39 高知県	7.42	3.96	0.00	0.68	0.42	-
40 福岡県	8.35	4.20	0.00	0.23	0.21	-
41 佐賀県	7.04	-1.17	0.00	0.52	0.23	-
42 長崎県	2.58	1.09	0.00	0.46	0.26	-
43 熊本県	1.27	5.16	0.00	0.47	0.25	-
44 大分県	3.43	4.29	0.00	0.47	0.22	-
45 宮崎県	4.85	7.54	0.00	0.50	0.20	-
46 鹿児島県	8.80	1.29	0.00	0.41	0.24	-
47 沖縄県	14.14	-13.39	0.00	0.80	-0.94	-

表4-1 費目別支出額及び構成比（全国・全世帯）

		9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
支出額 (円)	消費支出	320,294	331,723	308,176	326,016	319,948	320,063
	食料	71,757	74,936	70,695	73,349	72,815	72,463
	住居	18,374	18,847	19,656	18,611	19,251	18,959
	光熱・水道	20,018	19,112	19,885	19,564	19,498	19,671
	家具・家事用品	9,356	10,393	10,152	9,875	10,273	9,968
	被服及び履物	11,106	15,919	14,593	13,515	15,256	13,875
	保健医療	12,969	13,181	13,360	13,075	13,271	13,170
	交通・通信	45,656	43,101	43,701	44,377	43,401	44,151
	教育	18,563	18,992	11,489	18,778	15,240	16,346
	教養娯楽	32,567	33,257	30,591	32,913	31,924	32,138
	他の消費支出	79,928	83,984	74,056	81,958	79,019	79,321
	(再掲) 経常消費	251,461	258,100	245,977	254,785	252,038	251,846
構成比 (%)	消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	食料	22.4	22.6	22.9	22.5	22.8	22.6
	住居	5.7	5.7	6.4	5.7	6.0	5.9
	光熱・水道	6.2	5.8	6.5	6.0	6.1	6.1
	家具・家事用品	2.9	3.1	3.3	3.0	3.2	3.1
	被服及び履物	3.5	4.8	4.7	4.1	4.8	4.3
	保健医療	4.0	4.0	4.3	4.0	4.1	4.1
	交通・通信	14.3	13.0	14.2	13.6	13.6	13.8
	教育	5.8	5.7	3.7	5.8	4.8	5.1
	教養娯楽	10.2	10.0	9.9	10.1	10.0	10.0
	他の消費支出	25.0	25.3	24.0	25.1	24.7	24.8
	(再掲) 経常消費	78.5	77.8	79.8	78.2	78.8	78.7

9～11月平均との差

		9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
支出額 (円)	消費支出	231	11,660	-11,887	5,952	-115	-
	食料	-706	2,473	-1,768	885	352	-
	住居	-586	-112	696	-349	292	-
	光熱・水道	347	-559	213	-107	-173	-
	家具・家事用品	-611	425	184	-92	305	-
	被服及び履物	-2,769	2,044	718	-360	1,381	-
	保健医療	-201	11	190	-95	100	-
	交通・通信	1,505	-1,050	-450	226	-750	-
	教育	2,218	2,646	-4,857	2,432	-1,106	-
	教養娯楽	429	1,119	-1,547	775	-214	-
	他の消費支出	606	4,663	-5,266	2,637	-302	-
	(再掲) 経常消費	-385	6,255	-5,869	2,939	192	-
構成比 (ポイント)	消費支出	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	食料	-0.2	-0.1	0.3	-0.1	0.1	-
	住居	-0.2	-0.2	0.5	-0.2	0.1	-
	光熱・水道	0.1	-0.4	0.3	-0.1	-0.1	-
	家具・家事用品	-0.2	0.0	0.2	-0.1	0.1	-
	被服及び履物	-0.9	0.5	0.4	-0.2	0.4	-
	保健医療	-0.1	-0.1	0.2	-0.1	0.0	-
	交通・通信	0.5	-0.8	0.4	-0.2	-0.2	-
	教育	0.7	0.6	-1.4	0.7	-0.3	-
	教養娯楽	0.1	-0.0	-0.1	0.1	-0.1	-
	他の消費支出	0.2	0.5	-0.8	0.4	-0.1	-
	(再掲) 経常消費	-0.2	-0.9	1.1	-0.5	0.1	-

表4-2 費目別支出額及び構成比（全国・勤労者世帯）

		9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
金額 (円)	消費支出	341,341	351,888	324,419	346,607	338,145	339,212
	食料	72,930	76,330	71,970	74,628	74,149	73,742
	住居	19,057	19,387	19,735	19,222	19,561	19,393
	光熱・水道	19,705	18,835	19,653	19,270	19,244	19,398
	家具・家事用品	9,256	10,367	9,729	9,810	10,048	9,783
	被服及び履物	11,797	16,874	15,280	14,332	16,077	14,648
	保健医療	11,498	12,041	12,267	11,770	12,154	11,935
	交通・通信	53,024	49,675	49,559	51,352	49,617	50,754
	教育	24,964	25,851	16,175	25,407	21,010	22,330
	教養娯楽	33,020	33,212	31,183	33,116	32,197	32,472
	他の消費支出	86,089	89,315	78,869	87,700	84,088	84,756
	(再掲) 経常消費	269,012	275,183	261,301	272,093	268,238	268,496
構成比 (%)	消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	食料	21.4	21.7	22.2	21.5	21.9	21.7
	住居	5.6	5.5	6.1	5.5	5.8	5.7
	光熱・水道	5.8	5.4	6.1	5.6	5.7	5.7
	家具・家事用品	2.7	2.9	3.0	2.8	3.0	2.9
	被服及び履物	3.5	4.8	4.7	4.1	4.8	4.3
	保健医療	3.4	3.4	3.8	3.4	3.6	3.5
	交通・通信	15.5	14.1	15.3	14.8	14.7	15.0
	教育	7.3	7.3	5.0	7.3	6.2	6.6
	教養娯楽	9.7	9.4	9.6	9.6	9.5	9.6
	他の消費支出	25.2	25.4	24.3	25.3	24.9	25.0
	(再掲) 経常消費	78.8	78.2	80.5	78.5	79.3	79.2

9～11月平均との差

		9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
金額 (円)	消費支出	2,129	12,677	-14,793	7,396	-1,067	-
	食料	-812	2,588	-1,772	886	407	-
	住居	-336	-6	342	-171	168	-
	光熱・水道	307	-563	255	-127	-154	-
	家具・家事用品	-528	584	-55	27	264	-
	被服及び履物	-2,851	2,226	632	-316	1,429	-
	保健医療	-437	106	332	-166	219	-
	交通・通信	2,270	-1,079	-1,196	598	-1,137	-
	教育	2,635	3,521	-6,155	3,077	-1,320	-
	教養娯楽	548	741	-1,289	644	-275	-
	他の消費支出	1,333	4,559	-5,888	2,943	-668	-
	(再掲) 経常消費	516	6,687	-7,195	3,597	-258	-
構成比 (ポイント)	消費支出	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	食料	-0.4	-0.0	0.4	-0.2	0.2	-
	住居	-0.1	-0.2	0.4	-0.2	0.1	-
	光熱・水道	0.1	-0.4	0.3	-0.2	-0.0	-
	家具・家事用品	-0.2	0.1	0.1	-0.1	0.1	-
	被服及び履物	-0.9	0.5	0.4	-0.2	0.4	-
	保健医療	-0.1	-0.1	0.3	-0.1	0.1	-
	交通・通信	0.6	-0.8	0.3	-0.1	-0.3	-
	教育	0.7	0.8	-1.6	0.7	-0.4	-
	教養娯楽	0.1	-0.1	0.0	-0.0	-0.1	-
	他の消費支出	0.2	0.4	-0.7	0.3	-0.1	-
	(再掲) 経常消費	-0.3	-1.0	1.4	-0.7	0.2	-

表5-1 費目別支出に関する各種係数（全国・全世帯）

		9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9~11月
変動係数	消費支出	86.14	84.29	77.96	69.96	67.08	62.42
	食料	46.12	45.61	46.12	43.14	43.31	42.31
	住居	534.14	547.51	488.40	402.41	378.09	327.79
	光熱・水道	53.83	53.72	52.73	44.70	43.42	42.95
	家具・家事用品	300.67	258.37	242.13	209.09	189.53	170.00
	被服及び履物	226.38	189.47	215.94	162.16	160.98	147.97
	保健医療	262.84	237.07	240.16	195.56	184.23	167.63
	交通・通信	303.60	304.38	253.68	222.04	203.56	175.99
	教育	428.89	415.25	444.78	320.65	329.93	285.76
	教養娯楽	159.71	145.84	145.52	121.54	116.49	107.59
	他の消費支出 (再掲) 経常消費	171.66 59.31	168.46 57.16	161.61 52.17	139.36 51.70	135.12 49.09	124.45 47.92
標準誤差率 (%)	消費支出	0.61	0.62	0.56	0.52	0.50	0.47
	食料	0.35	0.34	0.35	0.33	0.33	0.32
	住居	3.60	4.01	3.31	2.86	2.71	2.34
	光熱・水道	0.50	0.49	0.48	0.36	0.35	0.36
	家具・家事用品	2.13	1.75	1.60	1.45	1.27	1.17
	被服及び履物	1.55	1.36	1.54	1.15	1.17	1.07
	保健医療	1.89	1.58	1.68	1.33	1.24	1.14
	交通・通信	1.99	1.95	1.71	1.43	1.34	1.16
	教育	3.07	3.06	3.27	2.31	2.43	2.06
	教養娯楽	1.20	1.08	1.04	0.92	0.87	0.82
	他の消費支出 (再掲) 経常消費	1.20 0.45	1.22 0.43	1.10 0.39	0.99 0.39	0.97 0.37	0.89 0.37

9~11月平均との差

(ポイント)

		9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9~11月
変動係数	消費支出	23.72	21.87	15.54	7.54	4.66	-
	食料	3.81	3.30	3.81	0.83	1.00	-
	住居	206.35	219.72	160.61	74.62	50.30	-
	光熱・水道	10.88	10.77	9.78	1.75	0.47	-
	家具・家事用品	130.67	88.37	72.13	39.09	19.53	-
	被服及び履物	78.41	41.50	67.97	14.19	13.01	-
	保健医療	95.21	69.44	72.53	27.93	16.60	-
	交通・通信	127.61	128.39	77.69	46.05	27.57	-
	教育	143.13	129.49	159.02	34.89	44.17	-
	教養娯楽	52.12	38.25	37.93	13.95	8.90	-
	他の消費支出 (再掲) 経常消費	47.21 11.39	44.01 9.24	37.16 4.25	14.91 3.78	10.67 1.17	-
標準誤差率	消費支出	0.14	0.15	0.09	0.05	0.03	-
	食料	0.03	0.02	0.03	0.01	0.01	-
	住居	1.26	1.67	0.97	0.52	0.37	-
	光熱・水道	0.14	0.13	0.12	0.00	-0.01	-
	家具・家事用品	0.96	0.58	0.43	0.28	0.10	-
	被服及び履物	0.48	0.29	0.47	0.08	0.10	-
	保健医療	0.75	0.44	0.54	0.19	0.10	-
	交通・通信	0.83	0.79	0.55	0.27	0.18	-
	教育	1.01	1.00	1.21	0.25	0.37	-
	教養娯楽	0.38	0.26	0.22	0.10	0.05	-
	他の消費支出 (再掲) 経常消費	0.31 0.08	0.33 0.06	0.21 0.02	0.10 0.02	0.08 0.00	-

表5-2 費目別支出に関する各種係数（全国・勤労者世帯）

		9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9~11月
変動係数	消費支出	79.39	77.30	71.96	64.23	61.50	57.35
	食料	44.07	43.92	44.99	41.41	42.03	40.88
	住居	407.61	480.27	388.86	333.54	322.33	273.07
	光熱・水道	52.16	52.09	50.95	42.96	41.51	41.30
	家具・家事用品	288.06	245.55	231.94	198.10	181.79	163.29
	被服及び履物	218.41	152.29	182.14	143.59	133.18	128.58
	保健医療	257.21	229.38	243.49	190.76	181.55	165.56
	交通・通信	295.88	287.57	246.69	212.17	193.46	167.62
	教育	346.03	344.76	375.51	261.87	272.28	232.80
	教養娯楽	148.02	133.60	136.51	112.16	107.34	99.04
他の消費支出	147.58	146.89	143.43	123.54	121.96	113.16	
(再掲) 経常消費	53.65	53.21	47.53	47.50	45.39	44.14	
標準誤差率 (%)	消費支出	0.72	0.68	0.65	0.58	0.56	0.53
	食料	0.42	0.41	0.42	0.39	0.39	0.38
	住居	3.76	4.40	3.59	3.08	3.00	2.57
	光熱・水道	0.57	0.56	0.53	0.42	0.40	0.41
	家具・家事用品	2.38	2.24	1.87	1.71	1.59	1.39
	被服及び履物	1.92	1.38	1.73	1.28	1.25	1.18
	保健医療	2.47	1.99	2.19	1.73	1.59	1.48
	交通・通信	2.50	2.23	2.10	1.71	1.57	1.37
	教育	3.17	3.28	3.57	2.42	2.58	2.15
	教養娯楽	1.39	1.23	1.21	1.05	0.98	0.92
他の消費支出	1.28	1.28	1.26	1.09	1.08	1.00	
(再掲) 経常消費	0.50	0.50	0.45	0.45	0.43	0.42	

9~11月平均との差

(ポイント)

		9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9~11月
変動係数	消費支出	22.04	19.95	14.61	6.88	4.15	-
	食料	3.19	3.04	4.11	0.53	1.15	-
	住居	134.54	207.20	115.79	60.47	49.26	-
	光熱・水道	10.86	10.79	9.65	1.66	0.21	-
	家具・家事用品	124.77	82.26	68.65	34.81	18.50	-
	被服及び履物	89.83	23.71	53.56	15.01	4.60	-
	保健医療	91.65	63.82	77.93	25.20	15.99	-
	交通・通信	128.26	119.95	79.07	44.55	25.84	-
	教育	113.23	111.96	142.71	29.07	39.48	-
	教養娯楽	48.98	34.56	37.47	13.12	8.30	-
他の消費支出	34.42	33.73	30.27	10.38	8.80	-	
(再掲) 経常消費	9.51	9.07	3.39	3.36	1.25	-	
標準誤差率	消費支出	0.19	0.15	0.12	0.05	0.03	-
	食料	0.04	0.03	0.04	0.01	0.01	-
	住居	1.19	1.83	1.02	0.51	0.43	-
	光熱・水道	0.16	0.15	0.12	0.01	-0.01	-
	家具・家事用品	0.99	0.85	0.48	0.32	0.20	-
	被服及び履物	0.74	0.20	0.55	0.10	0.07	-
	保健医療	0.99	0.51	0.71	0.25	0.11	-
	交通・通信	1.13	0.86	0.73	0.34	0.20	-
	教育	1.02	1.13	1.42	0.27	0.43	-
	教養娯楽	0.47	0.31	0.29	0.13	0.06	-
他の消費支出	0.28	0.28	0.26	0.09	0.08	-	
(再掲) 経常消費	0.08	0.08	0.03	0.03	0.01	-	

参考1 実収入及び可処分所得に関する各種係数（全国・勤労者世帯）

	9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
実収入						
平均（円）	481,333	539,144	485,944	510,197	512,527	502,114
変動係数	64.97	65.34	77.84	56.06	59.82	55.90
標準誤差（円）	2,744	3,019	4,179	2,551	3,024	2,661
標準誤差率（%）	0.57	0.56	0.86	0.50	0.59	0.53
可処分所得						
平均（円）	405,606	463,011	408,002	434,268	435,489	425,513
変動係数	69.05	70.36	84.74	58.03	62.67	57.46
標準誤差（円）	2,393	2,732	3,835	2,171	2,656	2,255
標準誤差率（%）	0.59	0.59	0.94	0.50	0.61	0.53

9～11月平均との差

	9月	10月	11月	9,10月	10,11月	9～11月
実収入						
平均（円）	-20,781	37,031	-16,169	8,084	10,413	-
変動係数	9.07	9.44	21.94	0.16	3.92	-
標準誤差（円）	82	358	1,518	-110	363	-
標準誤差率（ポイント）	0.04	0.03	0.33	-0.03	0.06	-
可処分所得						
平均（円）	-19,907	37,498	-17,511	8,754	9,976	-
変動係数	11.59	12.90	27.28	0.57	5.21	-
標準誤差（円）	138	477	1,580	-84	401	-
標準誤差率（ポイント）	0.06	0.06	0.41	-0.03	0.08	-

参考2-1 都市階級・地方・大都市圏別消費支出に関する各種係数（全世帯）

	変動係数			標準誤差率 (%)		
	9,10月	10,11月	9~11月	9,10月	10,11月	9~11月
3大都市圏平均	68.28	65.72	60.92	0.79	0.77	0.71
都市階級						
大都市	68.18	66.34	60.36	1.44	1.42	1.31
中都市	67.59	66.79	60.77	0.71	0.69	0.64
小都市A	70.10	64.22	62.31	0.91	0.84	0.81
小都市B	74.59	71.97	67.57	1.23	1.20	1.11
町村	74.04	69.53	65.80	1.29	1.21	1.17
地方						
北海道	61.91	60.74	56.63	2.12	2.01	1.94
東北	70.00	65.95	61.85	1.72	1.64	1.56
関東	68.52	65.13	60.66	0.95	0.93	0.86
北陸	75.35	71.84	64.91	2.29	2.11	1.99
東海	68.73	66.52	61.57	1.43	1.32	1.28
近畿	73.07	70.34	65.48	1.32	1.27	1.19
中国	68.04	68.14	62.41	1.71	1.69	1.56
四国	76.10	69.98	66.70	2.42	2.15	2.10
九州	66.58	65.47	60.71	1.45	1.48	1.37
沖縄	76.88	59.18	65.81	4.40	3.63	3.92
大都市圏						
関東大都市圏	66.91	63.90	59.27	1.09	1.07	0.99
中京大都市圏	67.89	65.84	61.12	1.87	1.73	1.68
京阪神大都市圏	70.78	68.86	63.66	1.38	1.36	1.25
北九州・福岡大都市圏	66.32	65.78	59.86	2.30	2.44	2.18

9~11月平均との差

(ポイント)

	変動係数			標準誤差率		
	9,10月	10,11月	9~11月	9,10月	10,11月	9~11月
3大都市圏平均	7.36	4.80	0.00	0.08	0.06	-
都市階級						
大都市	7.82	5.98	0.00	0.13	0.11	-
中都市	6.82	6.02	0.00	0.07	0.05	-
小都市A	7.79	1.91	0.00	0.10	0.03	-
小都市B	7.02	4.40	0.00	0.12	0.09	-
町村	8.24	3.73	0.00	0.12	0.04	-
地方						
北海道	5.28	4.11	0.00	0.18	0.07	-
東北	8.15	4.10	0.00	0.16	0.08	-
関東	7.86	4.47	0.00	0.09	0.07	-
北陸	10.44	6.93	0.00	0.30	0.12	-
東海	7.16	4.95	0.00	0.15	0.04	-
近畿	7.59	4.86	0.00	0.13	0.08	-
中国	5.63	5.73	0.00	0.15	0.13	-
四国	9.40	3.28	0.00	0.32	0.05	-
九州	5.87	4.76	0.00	0.08	0.11	-
沖縄	11.07	-6.63	0.00	0.48	-0.29	-
大都市圏						
関東大都市圏	7.64	4.63	0.00	0.10	0.08	-
中京大都市圏	6.77	4.72	0.00	0.19	0.05	-
京阪神大都市圏	7.12	5.20	0.00	0.13	0.11	-
北九州・福岡大都市圏	6.46	5.92	0.00	0.12	0.26	-

参考 2-2 都市階級・地方・大都市圏別消費支出に関する各種係数（勤労者世帯）

	変動係数			標準誤差率 (%)		
	9, 10月	10, 11月	9~11月	9, 10月	10, 11月	9~11月
3 大都市圏平均	61.54	58.65	55.48	0.85	0.81	0.78
都市階級						
大都市	59.51	57.36	53.90	1.55	1.48	1.42
中都市	64.02	62.80	57.22	0.85	0.82	0.76
小都市 A	64.45	58.91	56.84	1.05	0.97	0.92
小都市 B	70.49	68.83	63.05	1.56	1.55	1.40
町村	67.89	64.53	60.36	1.54	1.46	1.38
地方						
北海道	56.85	59.06	52.73	2.43	2.44	2.24
東北	65.36	62.50	58.24	2.06	1.98	1.87
関東	62.16	59.46	55.81	1.04	0.99	0.94
北陸	73.25	71.04	62.42	2.85	2.55	2.42
東海	62.75	60.84	55.60	1.57	1.51	1.40
近畿	65.69	62.17	59.26	1.45	1.38	1.31
中国	67.10	64.18	59.19	2.27	2.15	2.01
四国	67.03	63.07	58.09	2.82	2.59	2.44
九州	62.79	59.99	56.47	1.76	1.72	1.62
沖縄	77.53	50.00	63.39	5.29	3.55	4.49
大都市圏						
関東大都市圏	59.80	57.60	54.19	1.17	1.12	1.07
中京大都市圏	60.37	57.38	53.56	2.03	1.93	1.82
京阪神大都市圏	65.33	60.97	58.64	1.54	1.45	1.39
北九州・福岡大都市圏	65.46	61.76	57.56	2.87	2.85	2.60

9~11月平均との差

(ポイント)

	変動係数			標準誤差率		
	9, 10月	10, 11月	9~11月	9, 10月	10, 11月	9~11月
3 大都市圏平均	6.06	3.17	0.00	0.07	0.03	-
都市階級						
大都市	5.61	3.46	0.00	0.13	0.06	-
中都市	6.80	5.58	0.00	0.09	0.06	-
小都市 A	7.61	2.07	0.00	0.13	0.05	-
小都市 B	7.44	5.78	0.00	0.16	0.15	-
町村	7.53	4.17	0.00	0.16	0.08	-
地方						
北海道	4.12	6.33	0.00	0.19	0.20	-
東北	7.12	4.26	0.00	0.19	0.11	-
関東	6.35	3.65	0.00	0.10	0.05	-
北陸	10.83	8.62	0.00	0.43	0.13	-
東海	7.15	5.24	0.00	0.17	0.11	-
近畿	6.43	2.91	0.00	0.14	0.07	-
中国	7.91	4.99	0.00	0.26	0.14	-
四国	8.94	4.98	0.00	0.38	0.15	-
九州	6.32	3.52	0.00	0.14	0.10	-
沖縄	14.14	-13.39	0.00	0.80	-0.94	-
大都市圏						
関東大都市圏	5.61	3.41	0.00	0.10	0.05	-
中京大都市圏	6.81	3.82	0.00	0.21	0.11	-
京阪神大都市圏	6.69	2.33	0.00	0.15	0.06	-
北九州・福岡大都市圏	7.90	4.20	0.00	0.27	0.25	-

参考3-1 消費支出に関する各種係数（平成16年家計調査-全国・全世帯）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	16年
支出金額 (円)	301,275	284,916	322,091	325,593	299,964	283,000	302,616	301,059	284,946	296,794	287,806	345,643	3,635,703
標準誤差 (円)	3,498	4,174	4,302	4,690	4,195	3,209	3,612	3,165	3,498	4,075	3,330	3,590	13,189
標準誤差率 (%)	1.2	1.5	1.3	1.4	1.4	1.1	1.2	1.1	1.2	1.4	1.2	1.0	0.4
標準偏差 (円)	224,669	268,200	305,309	312,133	260,536	224,535	266,126	232,204	246,461	271,696	242,052	259,907	261,537
変動係数 (×100)	74.6	94.1	94.8	95.9	86.9	79.3	87.9	77.1	86.5	91.5	84.1	75.2	86.3

参考3-2 実収入、消費支出及び可処分所得に関する変動係数（平成16年家計調査-全国・勤労者世帯）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	16年
実収入 (×100)	56.4	51.3	56.6	73.4	54.5	86.2	80.9	52.2	59.4	52.5	58.4	78.7	77.2
消費支出 (×100)	70.8	93.5	83.9	93.3	75.0	72.2	79.0	73.4	82.5	87.6	75.8	68.3	80.5
可処分所得 (×100)	56.0	50.4	55.9	80.2	56.2	83.9	78.1	51.4	60.0	51.3	58.7	75.9	76.5

平成16年 家計調査 二人以上の世帯 農林漁家を含む 結果より

参考 4 - 1 費目別支出額及び構成比 (平成 16 年家計調査 - 全国・全世帯)

		9 月	10 月	11 月
金額 (円)	消費支出	284,946	296,794	287,806
	食料	67,438	70,286	66,994
	住居	16,932	18,060	21,792
	光熱・水道	18,997	18,700	19,013
	家具・家事用品	8,276	9,398	10,039
	被服及び履物	10,133	14,226	13,730
	保健医療	11,315	12,546	12,735
	交通・通信	37,235	37,387	36,876
	教育	15,870	16,126	10,408
	教養娯楽	28,273	29,402	28,476
	他の消費支出 (再掲) 経常消費	70,477	70,662	67,744
		222,965	225,594	221,586
構成比 (%)	消費支出	100.0	100.0	100.0
	食料	23.7	23.7	23.3
	住居	5.9	6.1	7.6
	光熱・水道	6.7	6.3	6.6
	家具・家事用品	2.9	3.2	3.5
	被服及び履物	3.6	4.8	4.8
	保健医療	4.0	4.2	4.4
	交通・通信	13.1	12.6	12.8
	教育	5.6	5.4	3.6
	教養娯楽	9.9	9.9	9.9
	他の消費支出 (再掲) 経常消費	24.7	23.8	23.5
		78.2	76.0	77.0

参考 4 - 2 費目別支出額及び構成比 (平成 16 年家計調査 - 全国・勤労者世帯)

		9 月	10 月	11 月
金額 (円)	消費支出	316,408	324,550	307,748
	食料	69,572	72,161	68,535
	住居	18,433	20,186	23,519
	光熱・水道	18,698	18,460	19,034
	家具・家事用品	9,033	9,191	10,509
	被服及び履物	11,525	15,708	13,857
	保健医療	10,672	12,914	11,951
	交通・通信	44,054	47,231	43,099
	教育	24,749	24,117	15,431
	教養娯楽	30,017	30,393	29,597
	他の消費支出 (再掲) 経常消費	79,654	74,188	72,216
		248,104	245,906	240,782
構成比 (%)	消費支出	100.0	100.0	100.0
	食料	22.0	22.2	22.3
	住居	5.8	6.2	7.6
	光熱・水道	5.9	5.7	6.2
	家具・家事用品	2.9	2.8	3.4
	被服及び履物	3.6	4.8	4.5
	保健医療	3.4	4.0	3.9
	交通・通信	13.9	14.6	14.0
	教育	7.8	7.4	5.0
	教養娯楽	9.5	9.4	9.6
	他の消費支出 (再掲) 経常消費	25.2	22.9	23.5
		78.4	75.8	78.2

平成 16 年 家計調査 二人以上の世帯 農林漁家を含む 結果より

調査期間を2か月に短縮した場合の標本数（試算値）について

1 2か月調査時の結果精度

全国消費実態調査では、家計収支を把握するために調査世帯のうち二人以上の世帯には3か月間にわたり家計簿を記入してもらっている。

家計簿の記入は、調査世帯において大変な作業であり、かねてよりその負担軽減のための方策が考えられているところである。そこで、調査期間の短縮が可能かどうかを検討するため、二人以上の世帯において家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮した場合の結果精度を試算したところ、都市階級別の消費支出額の標準誤差率について以下の結果を得た。

都市階級別標準誤差率（％）

	大都市	中都市	小都市A	小都市B	町村
3か月平均(9～11月)	1.31	0.64	0.81	1.11	1.17
2か月平均(9,10月)	1.44	0.71	0.91	1.23	1.29
2か月平均(10,11月)	1.42	0.69	0.84	1.20	1.21

都市階級別の標準誤差率をみると、2か月平均の場合どちらも3か月平均に比べて標準誤差率が大きくなる結果となったが、2か月平均どうしを比較すると、10、11月平均より9、10月平均の方が誤差率が高い結果となった。これは、調査開始月の9月は、調査世帯が家計簿の記入に慣れていないため、2か月目以降の月よりばらつきが大きくなるためであると考えられる。

2 標本数の試算

仮に調査期間を2か月に短縮した場合も、利用に耐えうる結果を提供するためには、必要な結果精度として前回並みの精度を維持するべきであると考え、その場合の必要な標本数を試算した。標本数は、資料3の別紙1で算出した3か月調査時の標本数を基本数とし、これに都市階級別に2か月平均時の3か月平均時に対する標準誤差率の増分の二乗を乗ずることで試算したところ、全国で3か月調査時の54,372世帯に対して、約2割増の67,134世帯となった。

2か月調査時の標本数（試算値）

都市階級	平成21年調査世帯数(試算値) 2か月調査時(A)*(E)	平成21年調査世帯数(試算値) 3か月調査時(A)	平成16年消費支出の標準誤差率 9～11月平均(B)	平成16年消費支出の標準誤差率 9,10月平均(C)	(C)/(B)	(D) ² (E)
全 国	67,134	54,372	-	-	-	-
市 部 計	60,657	49,044	-	-	-	-
大都市	8,294	6,828	1.31	1.44	1.099	1.208
中都市	27,853	22,620	0.64	0.71	1.109	1.231
小都市A	16,509	13,080	0.81	0.91	1.123	1.262
小都市B	8,001	6,516	1.11	1.23	1.108	1.228
郡 部 計	6,477	5,328	1.17	1.29	1.103	1.216

「家計簿記入期間の短縮」に対する主な意見

- 家計調査で補完するのであれば、その世帯を増やして、3カ月家計簿をつける世帯を極力減らしてはどうか。

9～11月の調査で、春の異動、進学、引っ越し、夏のボーナス、レジャー、冬のボーナス、年末調整などを外すのであれば、2カ月または1カ月でもいいのではないか。

家計調査では二人以上の世帯が6カ月家計簿を付けるが、半月に一度調査員が出向いて点検を行い、また必要に応じて記入に関しての疑問に答えたり、フォローをするなど、目に見えない負担をして調査を支えている。世帯に記入を委ねて、調査員のフォローもないのであれば、3カ月は長期すぎるのではないか。（地方公共団体）

注）全国消費実態調査においても、家計簿記入開始月には記入開始から一週間以内に調査員が世帯を訪問し、記入方法について不明な点がないか確認することとしているなど、調査期間中に計7回世帯を訪問し、記入内容の確認等を行っている。

- 消費支出額を分析するにあたっては、長期間にわたり把握されたより安定的なデータに基づき行う必要がある。二人以上の世帯に対する家計簿については現行通り3か月間で調査を実施していただきたい。（厚生労働省）

注）意見照会時には標準誤差率の試算値を提示していない。

- 二人以上世帯の家計簿記入期間を短縮（3か月→2か月）することと季節性の問題解消のための年平均推計値の表章を検討することの整合性について、効果と影響に関し慎重に検討してほしい。（内閣府）

10大費目別購入頻度
 (家計調査 平成26年(2014年)計 二人以上の世帯結果から)

品目分類	購入頻度 (100世帯当たり)	消費支出全体に 占める割合(%)
消費支出	308,412	100.0
食料	244,664	79.3
住居	639	0.2
光熱・水道	3,347	1.1
家具・家事用品	13,487	4.4
被服及び履物	5,357	1.7
保健医療	7,357	2.4
交通・通信	8,484	2.8
教育	649	0.2
教養娯楽	12,174	3.9
その他の消費支出	12,252	4.0

【保健医療サービス】		教養娯楽	その他の消費支出	分割符号
720	医科診療代	【教養娯楽用耐久財】	【諸雑費】	-20 食料品払い
722	歯科診療代	801 テレレピ	890 温泉・銭湯入浴料	-23 乳製品セツト
723	出産入院料	803 携帯型音楽・映像用機器	891 理髪	-26 らでいっしゅぼーや
721	他の入院料	813 ビデオレコーダー・プレイヤー	892 パーマ・カット代	ばれつと商品
724	整骨(接骨)・鍼灸院治療代	816 パソコン	899 他の理美容代	-31 缶詰セツト
728	マッサージ料金等(診療外)	817 タブレット端末	900 理美容用電気器具	-33 調味料セツト
727	人間ドック等受診料	818 パソコン関連用品(周辺機器・部品・ソフトなど)	903 他の理美容用品	-37 酒屋払い
729	他の保健医療サービス	815 デジタルカメラ	904 浴用・洗顔石けん	-39 数日間の一括記入
交通・通信		811 ビデオカメラ	905 シャンプー・歯磨き	-58 乳幼児用衣類等一括記入
【交通】		806 楽器	907 整髪・養毛剤	-73 交通費(ポストペイ)
730	鉄道運賃	807 書斎・学習用机・椅子	913 化粧品	-75 車検費用
731	鉄道通学定期代	809 他の教養娯楽用耐久財	920	-82 パーマとヘアカラー
732	鉄道通勤定期代	812 教養娯楽用耐久財修理代	927 かばん類	-84 カットとヘアカラー
733	バス通学定期代	【教養娯楽用品】	928 装身具	-88 ケーブルテレビ放送受信料(インターネット接続料を含む)
734	バス通勤定期代	828 耐久性文房具	930 腕時計	(~39歳・65歳以上)
735	バス通勤定期代	827 消耗性文房具	932 他の身の回り用品	-90 社会保険料(公務員)
736	タクシー	833 スポーツ用具	935 身の回り用品関連サービス	-97 社会保険料(公務員以外)
737	航空運賃	834 スポーツ用品	940 たばこ	(40歳~64歳)
738	有料道路料	836 テレビゲーム機	950 信仰・祭祀費	-91 社会保険料(公務員)
739	他の交通	835 ゲームソフト等	955 祭具・墓石	-96 社会保険料(公務員以外)
【自動車等関係費】		837 他の玩具	956 婚礼関係費	
740	自動車購入	840 切り花	957 葬儀関係費	
742	自動車以外の輸送機器購入	846 音楽・映像用未使用メディア	958 他の冠婚葬祭費	
745	自転車購入	845 音楽・映像収録済メディア	95- 医療保険料	
750	ガソリン	848 ベットフード	952 他の非貯蓄型保険料	
751	自動車等部品	84+ 他の愛玩動物・同用品	953 寄付金	
752	自動車等関連用品	84* 園芸用植物	954 保育費用	
753	自動車整備費	847 園芸用品	95+ 訪問介護・通所サービス等費用	
75-	年極・月極駐車場借料	849 電池	95* 介護施設費用	
756	他の駐車場借料	842 他の教養娯楽用品のその他	95/ 介護機器等レンタル料	
75/	レンタカー・カーシェアリング料金	84- 動物病院代	959 他の諸雑費のその他	
754	他の自動車等関連サービス	841 他の愛玩動物関連サービス	【こづかい(使途不明)】	
758	自動車保険料	844 教養娯楽用品修理代	960 世帯主こづかい	
759	自動車保険料以外の輸送機器保険料	【書籍・他の印刷物】	961 他のこづかい	
【通信】		850 新聞	【交際費】	
760	郵便料	851 雑誌(週刊誌を含む)	970 贈与金	
762	固定電話通信料	854 書籍	97- 遺産・財産分与金	
763	携帯電話通信料	859 他の印刷物	971 つきあい費	
766	携帯電話	【教養娯楽サービス】	973 住宅関係負担費	
764	他の通信機器	860 宿泊料	972 他の負担費	
768	宅配運送料	861 国内バック旅行費	【仕送り金】	
769	他の運送料	862 外国バック旅行費	980 国内遊学仕送り金	
教育		875 語学月謝	981 他の仕送り金	
【授業料等】		876 他の教育的月謝	非消費支出	
770	国立小学校校	877 音月謝	070 勤労所得税	
771	私立小学校校	871 他の教養的月謝	075 個人住民税	
772	国立中学校校	872 スポーツ月謝	071 他のもので	
773	私立中学校校	873 自動車教習料	073 公的年金保険料	
774	国立高等学校	879 他のもので	074 健康保険料	
775	私立高等学校	88* NHK放送受信料(BSを含む)	077 介護保険料	
776	国立大学	88/ ケーブルテレビ放送受信料	076 他のもので	
777	私立大学	880 他のもので	079 他のもので	
778	幼児教育費用(国公立)	882 映画・演劇・文化施設等入場料	【実支出以外の支払(繰越金を除く)】	
77-	幼児教育費用(私立)	883 スポーツ観覧料	080 預貯金	
779	専門学校	877 ゴルフプレー料金	083 個人年金保険料	
【教科書・学習参考教材】		878 スポーツクラブ使用料	094 個人型確定拠出年金保険料	
780	教科書・学習参考教材	881 他のもので	091 企業年金保険料	
【補習教育】		886 遊園地入場・乗物代	093 企業型確定拠出年金保険料	
790	幼児・小学校補習教育	885 他のもので	092 他のもので	
791	中学校補習教育	888 諸会費	086 株式購入	
792	高校補習教育・予備校	887 写真撮影・プリント代	08- 他のもので	
		88+ インターネット接続料	088 土地家屋借入金返済	
		87+ コンテンツ利用料	082 他のもので	
		889 他のもので	084 分割払・一括払購入借入金返済	
			087 財産購入	
			089 実支出以外の支払のその他	
			繰越金	
			090 繰越金	
				集計用補助符号
				000 消費税
				009 値引額
				099 電子マネーへのチャージ
				*91 農林漁業経費
				*92 他の事業経費
				*93 内職経費
				*94 世帯主こづかい戻し入れ
				*95 他のもので
				-03 出張旅費(世帯主)
				+03 出張旅費(他の世帯員)
				-09 出張経費(世帯主)
				+09 出張経費(他の世帯員)
				処理符号
				(こづかいからの自家用支出)
				X 世帯主
				Y 他のもので
				(こづかいからの贈与)
				G 世帯主
				H 他のもので
				N 立替金・立替戻り金
				W 世帯主定期収入(2回目)
				R 携帯電話料金内訳(自家用)
				T 携帯電話料金内訳(贈与)
				後置符号
				1 自家消費
				2 交際費

収支項目分類の見直し案メリデメ

<ポイント>

- ・調査世帯の記入負担軽減
- ・調査世帯確保、調査員確保、審査事務などの地方事務の負担軽減
- ・調査拒否世帯増加による非標本誤差の増大の解消
- ・COICOP(家計の支出費目の国際分類)中分類に対応

	食料の分類案 (大分類「食料」以外は ほぼ従来どおり)	メリット	デメリット	備考
案1	中分類程度 穀類 魚介類 肉類 ・ ・ 調理食品 飲料 酒類 外食 うち学校給食	・小細分類での区分が不要になるため、例えば「しいたけ」の「生」か「乾燥」かの別までの記入が不要になり、世帯にとっては多少分かりやすい記入方法になる	・調査世帯への過度な記入負担 ・調査世帯確保、調査員確保、審査事務など地方事務の限界 ・近年の調査拒否世帯の増加による非標本誤差の増大 ・まとめ記入をする場合、世帯が分類を誤る可能性 ・各府省での施策への利用など、利用者が従来どおりの使い方を出来なくなる	・中分類ごとのまとめ記入でも、これまでどおりの品目ごとの記入でもどちらでも可とする。 ・しかし、中分類ごとのまとめ記入では足し上げて計算しなければならず、品目ごとの記入では従来とほぼ同様であり、 世帯の記入負担や調査世帯確保・審査事務等の地方事務も軽減されない。 ・一方、 利用者にとってもメリットはない。 ・分類を誤りやすい例 「牛乳」 → ○乳卵類 ×飲料 「サンドイッチ」 → ○調理食品 ×穀類 「カレーパン」 → ○穀類 ×調理食品
案2	以下の5分類 食品 非アルコール飲料 アルコール飲料 外食 うち学校給食	・格付け業務簡略化 ・調査世帯の記入負担減 ・調査世帯確保、調査員確保、審査事務など地方の負担軽減 ・近年の調査拒否世帯の増加による非標本誤差増大の改善	・まとめ記入をする場合、世帯が分類を誤る可能性 ・各府省での施策への利用など、利用者が従来どおりの使い方を出来なくなる	・左記分類ごとのまとめ記入でも、これまでどおりの品目ごとの記入でもどちらでも可とする。 ・分類を誤りやすい例 「牛乳」 → ○食品 ×非アルコール飲料 ⇒「家計簿の表紙裏」もしくは「記入のしかた」への記載で対応

COICOP分類一覧

類番号 大 中 小	分類名	分類名 (訳)	財・サービス 区分
01	FOOD AND NON-ALCOHOLIC BEVERAGES	食料及び非アルコール飲料	
01 1	FOOD	食料	
01 1 1	Bread and cereals (ND)	パン及び穀物	ND
01 1 2	Meat (ND)	肉	ND
01 1 3	Fish and seafood (ND)	魚	ND
01 1 4	Milk, cheese and eggs (ND)	ミルク、チーズ及び卵	ND
01 1 5	Oils and fats (ND)	油脂	ND
01 1 6	Fruit (ND)	果物	ND
01 1 7	Vegetables (ND)	野菜	ND
01 1 8	Sugar, jam, honey, chocolate and confectionery (ND)	砂糖、ジャム、はちみつ、チョコレート及び菓子類	ND
01 1 9	Food products n.e.c.(ND)	他に分類されない食料品	ND
01 2	NON-ALCOHOLIC BEVERAGES	非アルコール飲料	
01 2 1	Coffee, tea and cocoa (ND)	コーヒー、紅茶及びココア	ND
01 2 2	Mineral waters, soft drinks, fruit and vegetable juices (ND)	ミネラルウォーター、ソフトドリンク及び野菜ジュース	ND
01 X	OTHERS	その他 (分類できない食料及び非アルコール飲料)	※1
01 X X	Others	その他 (分類できない食料及び非アルコール飲料)	ND ※1
02	ALCOHOLIC BEVERAGES, TOBACCO AND NARCOTICS	アルコール飲料及びたばこ	
02 1	ALCOHOLIC BEVERAGES	アルコール飲料	
02 1 1	Spirits (ND)	蒸留酒	ND
02 1 2	Wine (ND)	ワイン	ND
02 1 3	Beer (ND)	ビール	ND
02 1 X	Others	その他 (分類できないアルコール飲料)	ND ※1
02 2	TOBACCO	タバコ	
02 2 0	Tobacco (ND)	タバコ	ND
02 3	NARCOTICS	麻薬	※2
02 3 0	Narcotics (ND)	麻薬	ND ※2
03	CLOTHING AND FOOTWEAR	被服及び履物	
03 1	CLOTHING	被服	
03 1 1	Clothing materials (SD)	衣服生地	S D
03 1 2	Garments (SD)	衣類	S D
03 1 3	Other articles of clothing and clothing accessories (SD)	他の衣服及び付属品	S D
03 1 4	Cleaning, repair and hire of clothing (S)	衣服の修理費及び貸借料	S
03 2	FOOTWEAR	履物	
03 2 1	Shoes and other footwear (SD)	靴及び他の履物	S D
03 2 2	Repair and hire of footwear (S)	履物の修理費及び貸借料	S
03 X	OTHERS	その他 (分類できない被服及び履物)	※1
03 X X	Others	その他 (分類できない被服及び履物)	— ※1
04	HOUSING, WATER, ELECTRICITY, GAS AND OTHER FUELS	住居、水道、電気、ガス及び他の燃料	
04 1	ACTUAL RENTALS FOR HOUSING	実家賃	
04 1 1	Actual rentals paid by tenants (S)	借入者の支払う実家賃	S
04 1 2	Other actual rentals (S)	他の実家賃	S
04 2	IMPUTED RENTALS FOR HOUSING	帰属家賃	※2
04 2 1	Imputed rentals of owner-occupiers (S)	持ち家の帰属家賃	S ※2
04 2 2	Other imputed rentals (S)	他の帰属家賃	S ※2
04 3	MAINTENANCE AND REPAIR OF THE DWELLING	住居の管理及び修繕	
04 3 1	Materials for the maintenance and repair of the dwelling (ND)	住居の管理及び修繕の材料	ND
04 3 2	Services for the maintenance and repair of the dwelling (S)	住居の管理及び修繕のサービス	S
04 4	WATER SUPPLY AND MISCELLANEOUS SERVICES RELATING TO THE DWELLING	水道料及び住居に関わる各種サービス	
04 4 1	Water supply (ND)	水道料	ND
04 4 2	Refuse collection (S)	廃棄物収集料	S
04 4 3	Sewage collection (S)	下水収集料	S
04 4 4	Other services relating to the dwelling n.e.c.(S)	住居に関する他のサービス	S
04 4 X	Others	その他 (分類できない水道料及び住居に関わる各種サービス)	— ※1
04 5	ELECTRICITY, GAS AND OTHER FUELS	電気、ガス及び他の燃料	
04 5 1	Electricity (ND)	電気	ND
04 5 2	Gas (ND)	ガス	ND
04 5 3	Liquid fuels (ND)	液体燃料	ND
04 5 4	Solid fuels (ND)	固体燃料	ND
04 5 5	Heat energy (ND)	熱エネルギー	ND
04 5 X	Others	その他 (分類できない電気、ガス及び他の燃料)	ND ※1
04 X	OTHERS	その他 (分類できない住居、水道、電気、ガス及び他の燃料)	※1
04 X X	Others	その他 (分類できない住居、水道、電気、ガス及び他の燃料)	— ※1
05	FURNISHINGS, HOUSEHOLD EQUIPMENT AND ROUTINE HOUSEHOLD MAINTENANCE	家具、家庭用機器及び家事サービス	
05 1	FURNITURE AND FURNISHINGS, CARPETS AND OTHER FLOOR COVERINGS	家具及び装備品、カーペット及び他の敷物	
05 1 1	Furniture and furnishings (D)	家具及び装備品	D
05 1 2	Carpets and other floor coverings (D)	カーペット及び他の敷物	D
05 1 3	Repair of furniture, furnishings and floor coverings (S)	家具、装備品及び敷物の修繕費	S
05 2	HOUSEHOLD TEXTILES	家庭用布製品	
05 2 0	Household textiles (SD)	家庭用布製品	S D
05 3	HOUSEHOLD APPLIANCES	家庭用器具	
05 3 1	Major household appliances whether electric or not (D)	電気製品又は電気製品以外の主要家庭用器具	D
05 3 2	Small electric household appliances (SD)	小型電気器具	S D
05 3 3	Repair of household appliances (S)	家庭用器具の修理	S
05 4	GLASSWARE, TABLEWARE AND HOUSEHOLD UTENSILS	ガラス製品、食卓用器具及び家庭用用具	
05 4 0	Glassware, tableware and household utensils (SD)	ガラス製品、食卓用器具及び家庭用用具	S D


類番号 大 中 小	分類名	分類名 (訳)	財・サービス 区分
05 5	TOOLS AND EQUIPMENT FOR HOUSE AND GARDEN	家屋及び庭用の道具及び器具	
05 5 1	Major tools and equipment (D)	主要な道具及び器具	D
05 5 2	Small tools and miscellaneous accessories (SD)	小型の道具及び各種の付属品	S D
05 6	GOODS AND SERVICES FOR ROUTINE HOUSEHOLD MAINTENANCE	日用品及び家事サービス	
05 6 1	Non-durable household goods (ND)	非耐久財	N D
05 6 2	Domestic services and household services (S)	家事サービス	S
05 X	OTHERS	その他 (分類できない家具、家庭用機器及び家事サービス)	※1
05 X X	Others	その他 (分類できない家具、家庭用機器及び家事サービス)	※1
06	HEALTH	保健・医療	
06 1	MEDICAL PRODUCTS, APPLIANCES AND EQUIPMENT	医療用品、装置及び器具	
06 1 1	Pharmaceutical products (ND)	医薬品	N D
06 1 2	Other medical products (ND)	他の医療用品	N D
06 1 3	Therapeutic appliances and equipment (D)	治療用装置及び器具	D
06 2	OUTPATIENT SERVICES	外来診療代	
06 2 1	Medical services (S)	内科診療代	S
06 2 2	Dental services (S)	歯科診療代	S
06 2 3	Paramedical services (S)	医療補助技術者のサービス	S
06 3	HOSPITAL SERVICES	入院料	
06 3 0	Hospital services (S)	入院料	S
06 X	OTHERS	その他 (分類できない保健・医療)	※1
06 X X	Others	その他 (分類できない保健・医療)	※1
07	TRANSPORT	交通	
07 1	PURCHASE OF VEHICLES	輸送機器の購入	
07 1 1	Motor cars (D)	自動車	D
07 1 2	Motor cycles (D)	オートバイ	D
07 1 3	Bicycles (D)	自転車	D
07 1 4	Animal drawn vehicles (D)	乗物を牽引する動物	D
07 1 X	Others	その他 (分類できない輸送機器の購入)	※1
07 2	OPERATION OF PERSONAL TRANSPORT EQUIPMENT	個人輸送機器の操作	
07 2 1	Spare parts and accessories for personal transport equipment (SD)	個人輸送機器用予備部品及び付属品	S D
07 2 2	Fuels and lubricants for personal transport equipment (ND)	個人輸送機器用燃料及び潤滑油	N D
07 2 3	Maintenance and repair of personal transport equipment (S)	個人輸送機器の修理及び修繕	S
07 2 4	Other services in respect of personal transport equipment (S)	個人輸送機器に関する他のサービス	S
07 2 X	Others	その他 (分類できない個人輸送機器の操作)	※1
07 3	TRANSPORT SERVICES	輸送サービス	
07 3 1	Passenger transport by railway (S)	鉄道による旅客輸送	S
07 3 2	Passenger transport by road (S)	道路による旅客輸送	S
07 3 3	Passenger transport by air (S)	空路による旅客輸送	S
07 3 4	Passenger transport by sea and inland waterway (S)	海路及び水路による旅客輸送	S
07 3 5	Combined passenger transport (S)	混合路による旅客輸送	S
07 3 6	Other purchased transport services (S)	他の輸送サービス	S
07 3 X	Others	その他 (分類できない輸送サービス)	※1
07 X	OTHERS	その他 (分類できない交通)	※1
07 X X	Others	その他 (分類できない交通)	※1
08	COMMUNICATION	通信	
08 1	POSTAL SERVICES	郵便	
08 1 0	Postal services (S)	郵便	S
08 2	TELEPHONE AND TELEFAX EQUIPMENT	電話及びテレファックス用品	
08 2 0	Telephone and telefax equipment (D)	電話及びテレファックス用品	D
08 3	TELEPHONE AND TELEFAX SERVICES	電話及びテレファックスサービス	
08 3 0	Telephone and telefax services (S)	電話及びテレファックスサービス	S
09	RECREATION AND CULTURE	娯楽・レジャー・文化	
09 1	AUDIO-VISUAL, PHOTOGRAPHIC AND INFORMATION PROCESSING EQUIPMENT	視聴覚、写真及び情報処理用品	
09 1 1	Equipment for the reception, recording and reproduction of sound and pictures (D)	音響・映像の受信、記録、再生用機器	D
09 1 2	Photographic and cinematographic equipment and optical instruments (D)	写真・映写器具及び光学機器	D
09 1 3	Information processing equipment (D)	情報処理機器	D
09 1 4	Recording media (SD)	記録用媒体	S D
09 1 5	Repair of audio-visual, photographic and information processing equipment (S)	視聴覚、写真及び情報処理機器の修理	S
09 2	OTHER MAJOR DURABLES FOR RECREATION AND CULTURE	他の娯楽及び教養用耐久財	
09 2 1	Major durables for outdoor recreation (D)	屋外娯楽用主要耐久財	D
09 2 2	Musical instruments and major durables for indoor recreation (D)	屋内娯楽用の楽器及び主要耐久財	D
09 2 3	Maintenance and repair of other major durables for recreation and culture (S)	その他の娯楽・教養用主要耐久財の保守及び修理	S
09 3	OTHER RECREATIONAL ITEMS AND EQUIPMENT, GARDENS AND PETS	他の娯楽用品、庭及びペット用品	
09 3 1	Games, toys and hobbies (SD)	ゲーム、おもちゃ及び趣味	S D
09 3 2	Equipment for sport, camping and open-air recreation (SD)	スポーツ、キャンプ及び屋外娯楽用品	S D
09 3 3	Gardens, plants and flowers (ND)	庭、植物及び花	N D
09 3 4	Pets and related products (ND)	ペット及び関連製品	N D
09 3 5	Veterinary and other services for pets (S)	動物治療及び他のペットサービス	S
09 4	RECREATIONAL AND CULTURAL SERVICES	娯楽及び教養サービス	
09 4 1	Recreational and sporting services (S)	娯楽サービス	S
09 4 2	Cultural services (S)	教養サービス	S
09 4 3	Games of chance (S)	賭博	S
09 4 X	Others	その他 (分類できない娯楽及び教養サービス)	※1
09 5	NEWSPAPERS, BOOKS AND STATIONERY	新聞、書籍及び文房具	
09 5 1	Books (SD)	書籍	S D
09 5 2	Newspapers and periodicals (ND)	新聞及び定期刊行物	N D
09 5 3	Miscellaneous printed matter (ND)	各種印刷物	N D
09 5 4	Stationery and drawing materials (ND)	文房具及び画材	N D

類番号 大 中 小	分類名	分類名 (訳)	財・サービス 区分
09 6	PACKAGE HOLIDAYS	パッケージ旅行	
09 6 0	Package holidays (S)	パッケージ旅行	S
09 X	OTHERS	その他 (分類できない娯楽・レジャー・文化)	※1
09 X X	Others	その他 (分類できない娯楽・レジャー・文化)	※1
10	EDUCATION	教育	
10 1	PRE-PRIMARY AND PRIMARY EDUCATION	幼児教育及び初等教育	
10 1 0	Pre-primary and primary education (S)	幼児教育及び初等教育	S
10 2	SECONDARY EDUCATION	中等教育	
10 2 0	Secondary education (S)	中等教育	S
10 3	POST-SECONDARY NON-TERTIARY EDUCATION	中等教育後の非高等教育	
10 3 0	Post-secondary non-tertiary education (S)	中等教育後の非高等教育	S
10 4	TERTIARY EDUCATION	高等教育	
10 4 0	Tertiary education (S)	高等教育	S
10 5	EDUCATION NOT DEFINABLE BY LEVEL	定義できない教育	
10 5 0	Education not definable by level (S)	定義できない教育	S
11	RESTAURANTS AND HOTELS	外食・宿泊	
11 1	CATERING SERVICES	外食サービス	
11 1 1	Restaurants, cafés and the like (S)	レストラン、カフェ及び類似のもの	S
11 1 2	Canteens (S)	食堂	S
11 1 X	Others	その他 (分類できない外食サービス)	※1
11 2	ACCOMMODATION SERVICES	宿泊サービス	
11 2 0	Accommodation services (S)	宿泊サービス	S
11 X	OTHERS	その他 (分類できない外食・宿泊)	※1
11 X X	Others	その他 (分類できない外食・宿泊)	※1
12	MISCELLANEOUS GOODS AND SERVICES	その他	
12 1	PERSONAL CARE	理美容用品及びサービス	
12 1 1	Hairdressing salons and personal grooming establishments (S)	美容院及び身体の手入れをする施設	S
12 1 2	Electric appliances for personal care (SD)	理美容用電気器具	D
12 1 3	Other appliances, articles and products for personal care (ND)	他の理美容用品	ND
12 2	PROSTITUTION	売春	
12 2 0	Prostitution (S)	売春	S
12 3	PERSONAL EFFECTS N.E.C	他に分類されない財貨	
12 3 1	Jewellery, clocks and watches (D)	宝石、掛け時計及び腕時計	D
12 3 2	Other personal effects (SD)	他の身の回り品	S D
12 4	SOCIAL PROTECTION	介護・保育など	
12 4 0	Social protection (S)	介護・保育など	S
12 5	INSURANCE	非貯蓄型保険	
12 5 1	Life insurance (S)	生命保険	S
12 5 2	Insurance connected with the dwelling (S)	住宅関連の保険	S
12 5 3	Insurance connected with health (S)	健康関連の保険	S
12 5 4	Insurance connected with transport (S)	輸送関連の保険	S
12 5 5	Other insurance (S)	他の保険	S
12 5 X	Others	その他 (分類できない保険)	※1
12 6	FINANCIAL SERVICES N.E.C	金融サービス	
12 6 1	FISIM (S)	FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)	S
12 6 2	Other financial services n.e.c.(S)	他に分類されないその他の金融サービス	S
12 7	OTHER SERVICES N.E.C	他に分類されないその他のサービス	
12 7 0	Other services n.e.c.(S)	他に分類されないその他のサービス	S
12 X	OTHERS	その他 (分類不可)	※1
12 X X	Others	その他 (分類不可)	※1

※1 全国消費実態調査との対応のために便宜設けた分類。

※2 全国消費実態調査の消費支出には該当しない分類のため、結果表章等には用いない。

家計簿のプレプリント変遷(全国消費実態調査)

	昭和49年	昭和54年	昭和59年	平成元年	平成6年	平成11年
家計簿(二人以上)	鮮魚 野菜 果物	魚介(生鮮・冷凍) 魚介(塩もの・干もの) 牛肉(加工肉を除く) 豚肉(加工肉を除く) 鶏肉(加工肉を除く) 野菜(生鮮) 果物(生鮮) 鶏卵 菓子	食パン 魚介(生鮮・冷凍) 魚介(塩もの・干もの) 牛肉(加工肉を除く) 豚肉(加工肉を除く) 鶏肉(加工肉を除く) 野菜(生鮮) 果物(生鮮) 鶏卵 菓子	パン(調理パンを除く) 魚介(生鮮・冷凍) 魚介(塩もの・干もの) 牛肉(加工肉を除く) 豚肉(加工肉を除く) 鶏肉(加工肉を除く) 野菜(生鮮) 果物(生鮮) 卵 菓子 たばこ	パン(調理パンを除く) 魚介(生鮮・冷凍) 魚介(塩もの・干もの) 牛肉(加工肉を除く) 豚肉(加工肉を除く) 鶏肉(加工肉を除く) 野菜(生鮮) 果物(生鮮) 卵 豆腐	パン(調理パンを除く) めん類 魚介(生鮮・冷凍) 魚介(塩もの・干もの) 肉類(加工肉を除く) 野菜(生鮮) 果物(生鮮) 牛乳 卵 豆腐 菓子類(果物加工品を除く)
家計簿(単身)	鮮魚 野菜 果物 自宅外での食事代 自宅外での喫茶代 自宅外での飲酒代 入浴料 バス代 たばこ代	魚介(生鮮, 冷凍, 塩もの, 干もの) 野菜(生鮮) 果物(生鮮) 自宅外での食事代 自宅外での喫茶代 自宅外での飲酒代 クリーニング代 入浴料 バス代 たばこ代 新聞代	魚介(生鮮, 冷凍, 塩もの, 干もの) 野菜(生鮮) 果物(生鮮) 自宅外での食事代 自宅外での喫茶代 自宅外での飲酒代 クリーニング代 入浴料 バス代 たばこ代 新聞代	 <p>統合</p>		

○11年調査事後報告会での都道府県からの意見

- ・プレプリント欄に記入した上で、フリー記入欄にも記入してしまうなど重複が生じる。
- ・まとめて計算しなければならず、手間がかかる。
- ・レシート上の消費税の表記が、品目毎ではなく一括表記の場合、消費税をプレプリント項目毎に計算しなければならず大変。また、計算ミスも多い。

○16年調査に向けての研究会においてプレプリントの廃止を議題にあげたものの、特段意見は出なかった。

標準誤差率 (全国消費実態調査、家計調査)

※網掛け品目：家計調査の標準誤差率が10%以上の品目

支出項目	全消 (H26)	家計 (H25)
消費支出	0.4	1.4
食料	0.3	0.8
穀類	0.4	1.5
米	0.8	3.4
パン	0.5	1.2
麺類	0.4	1.4
他の穀類	0.8	2.5
魚介類	0.4	1.2
生鮮魚介	0.5	1.4
塩干魚介	0.6	1.7
魚肉練製品	0.6	1.4
他の魚介加工品	0.6	2.1
肉類	0.4	1.1
生鮮肉	0.4	1.2
加工肉	0.5	1.4
乳卵類	0.4	1.2
牛乳	0.7	1.8
乳製品	0.6	1.6
卵	0.4	1.1
野菜・海藻	0.4	0.9
生鮮野菜	0.4	1.0
乾物・海藻	0.7	1.8
大豆加工品	0.5	1.2
他の野菜・海藻加工品	0.6	1.3
果物	0.6	1.4
生鮮果物	0.6	1.4
果物加工品	1.5	4.8
油脂・調味料	0.3	1.1
油脂	0.7	2.1
調味料	0.3	1.0
菓子類	0.4	1.2
調理食品	0.4	1.4
主食的調理食品	0.5	1.6
他の調理食品	0.5	1.6
飲料	0.5	1.5
茶類	0.8	2.4
コーヒー・ココア	0.7	2.3
他の飲料	0.6	2.0
酒類	0.9	2.6
外食	0.8	1.8
一般外食	0.8	1.9
学校給食	1.6	4.2
住居	2.1	9.1
家賃地代	2.8	5.1
設備修繕・維持	3.5	16.3
設備材料	5.4	31.4
工事その他のサービス	4.0	18.2
光熱・水道	0.3	0.9
電気代	0.4	1.0
ガス代	0.5	1.3
他の光熱	1.4	6.0
上下水道料	0.5	1.8
家具・家事用品	0.9	3.6
家庭用耐久財	2.2	10.0
家事用耐久財	2.5	12.7
冷暖房用器具	4.1	19.2
一般家具	6.4	28.2
室内装備・装飾品	4.2	8.8
寝具類	3.1	16.4
家事雑貨	0.8	2.7
家事用消耗品	0.4	1.4
家事サービス	2.0	7.6

支出項目	全消 (H26)	家計 (H25)
被服及び履物	0.9	3.0
和服	15.3	63.0
洋服	1.2	5.1
男子用洋服	2.1	9.7
婦人用洋服	1.4	6.5
子供用洋服	2.1	7.2
シャツ・セーター類	1.1	3.9
男子用シャツ・セーター類	1.5	6.1
婦人用シャツ・セーター類	1.3	5.1
子供用シャツ・セーター類	2.6	8.5
下着類	1.0	3.6
男子用下着類	1.3	6.3
婦人用下着類	1.4	5.1
子供用下着類	2.2	10.1
生地・糸類	3.2	11.1
他の被服	1.2	3.1
履物類	1.2	4.2
被服関連サービス	2.3	6.6
保健医療	0.9	3.0
医薬品	0.8	2.7
健康保持用摂取品	1.9	7.5
保健医療用品・器具	2.0	5.7
保健医療サービス	1.3	4.7
交通・通信	1.0	5.4
交通	1.3	4.0
自動車等関係費	1.7	8.9
自動車等購入	6.2	28.0
自転車購入	9.4	33.1
自動車等維持	0.7	3.6
通信	0.4	1.6
教育	1.9	8.2
授業料等	2.1	9.7
教科書・学習参考教材	13.4	16.2
補習教育	3.0	11.9
教養娯楽	0.8	2.6
教養娯楽用耐久財	2.6	23.9
教養娯楽用品	0.9	2.7
書籍・他の印刷物	0.5	1.5
教養娯楽サービス	1.0	3.0
宿泊料	2.7	10.0
パック旅行費	3.0	11.0
月謝類	1.8	4.7
他の教養娯楽サービス	0.7	2.5
その他の消費支出	0.8	2.7
諸雑費	1.1	4.2
理美容サービス	1.0	3.3
理美容用品	0.8	3.1
身の回り用品	4.0	9.4
たばこ	1.9	6.0
他の諸雑費	1.6	7.0
こづかい(使途不明)	1.3	3.6
交際費	1.1	3.7
食料	1.1	3.4
家具・家事用品	7.7	25.8
被服及び履物	2.3	14.7
教養娯楽	2.6	12.6
他の物品サービス	4.3	16.8
贈与金	1.6	6.9
他の交際費	2.6	3.7
仕送り金	3.1	15.9
(再掲) 教育関係費	1.6	6.3
(再掲) 教養娯楽関係費	0.8	2.4
(再掲) 移転支出	1.6	6.8

家計簿の支出項目分類のうち厚生労働省社会・援護局として最低限把握する必要がある項目

平成26(2014)年 項目	最低限、把握する必要がある項目 ※可能な限り、現行の項目の維持を希望	理由
消費支出	消費支出	
食料	食料	
穀類		
米		
米		
パン		
パン		
麺類		
麺類		
他の穀類		
他の穀類		
魚介類		
生鮮魚介		
生鮮魚介		
塩干魚介		
塩干魚介		
魚肉練製品		
魚肉練製品		
他の魚介加工品		
他の魚介加工品		
肉類		
生鮮肉		
牛肉		
豚肉		
鶏肉		
合いびき肉		
他の生鮮肉		
加工肉		
ハム・ソーセージ		
他の加工肉		
乳卵類		
牛乳		
牛乳		
乳製品		
粉ミルク		
ヨーグルト		
バター・チーズ		
他の乳製品		
卵		
卵		
野菜・海藻		
生鮮野菜		
生鮮野菜		
乾物・海藻		
豆類		
干しのり		
わかめ・こんぶ		
他の乾物・海藻		
大豆加工品		
豆腐		
油揚げ・がんもどき		
納豆		
他の大豆製品		
他の野菜・海藻加工品		
こんにゃく		
野菜の漬物		
野菜・海藻のつくだ煮		
他の野菜・海藻加工品のその他		
果物		
生鮮果物		
生鮮果物		
果物加工品		
果物加工品		
油脂・調味料		
油脂		
食用油		
マーガリン		
調味料		
食塩		
しょう油		
みそ		
砂糖		
酢		

家計簿の支出項目分類のうち厚生労働省社会・援護局として最低限把握する必要がある項目

平成26(2014)年 項目			最低限、把握する必要がある項目 ※可能な限り、現行の項目の維持を希望	理由
	ソース・ケチャップ			
	マヨネーズ・マヨネーズ風調味料			
	ジャム			
	ドレッシング			
	カレールウ			
	他の調味料			
	菓子類			
	菓子類			
	調理食品			
	主食的調理食品			
	弁当			
	すし(弁当)			
	おにぎり・その他			
	調理パン			
	他の主食的調理食品			
	他の調理食品			
	冷凍調理食品			
	そうざい材料セット(宅配)			
	そうざい材料セット(宅配以外)			
	他の調理食品のその他			
	飲料			
	茶類			
	緑茶			
	紅茶			
	他の茶葉			
	茶飲料			
	コーヒー・ココア			
	コーヒー			
	コーヒー飲料			
	ココア・ココア飲料			
	他の飲料			
	果実・野菜ジュース			
	炭酸飲料			
	乳酸菌飲料			
	乳飲料			
	ミネラルウォーター			
	スポーツドリンク			
	他の飲料のその他			
	酒類			
	清酒			
	焼酎			
	ビール			
	ウイスキー			
	ワイン			
	発泡酒・ビール風アルコール飲料			
	チューハイ・カクテル			
	他の酒			
	外食		外食	生活保護制度上、扶助の対象が異なる費目が混在しているため。
	一般外食		一般外食	
	弁当(宅配)			
	他の食事代			
	喫茶代			
	飲酒代			
	学校給食		学校給食	
	学校給食			
	賄い費(単身世帯)		賄い費(単身世帯)	
	賄い費(単身世帯)			
	住居		住居	
	家賃地代		家賃地代	
	家賃			
	地代			
	設備修繕・維持		設備修繕・維持	
	設備材料		設備材料	生活保護制度上、扶助の対象が異なる費目が混在しているため。
	太陽光発電システム		設備器具	
	他の設備器具			
	修繕材料		修繕材料	
	工事その他のサービス		工事その他のサービス	
	修繕・維持工事費			
	火災・地震保険料			
	光熱・水道		光熱・水道	
	電気代		電気代	
	電気代			
	ガス代		ガス代	

家計簿の支出項目分類のうち厚生労働省社会・援護局として最低限把握する必要がある項目

平成26(2014)年 項目		最低限、把握する必要がある項目 ※可能な限り、現行の項目の維持を希望	理由
都市ガス			
プロパンガス			
他の光熱		他の光熱	
灯油			
他の光熱のその他			
上下水道料		上下水道料	
上下水道料			
家具・家事用品		家具・家事用品	
家庭用耐久財		家庭用耐久財	
家事用耐久財			
電子レンジ			
炊事用電気器具			
炊事用ガス器具			
電気冷蔵庫			
電気掃除機			
電気洗濯機・衣類乾燥機			
他の家事用耐久財			
冷暖房用器具			
エアコンディショナ			
ストーブ・温風ヒーター			
他の冷暖房用器具			
一般家具			
たんす			
食卓セット			
食器戸棚			
他の家具			
室内装備・装飾品		室内装備・装飾品	
照明器具			
室内装飾品			
敷物			
カーテン			
他の室内装備品			
寝具類		寝具類	
ベッド			
布団			
毛布			
他の寝具類			
家事雑貨		家事雑貨	
食卓用品			
台所用品			
他の家事雑貨			
家事用消耗品		家事用消耗品	
ティッシュ・トイレトペーパー			
台所・住居用洗剤			
洗濯用洗剤			
ポリ袋・ラップ			
柔軟仕上げ剤			
芳香・消臭剤			
他の家事用消耗品のその他			
家事サービス		家事サービス	
家事代行料			
粗大ゴミの処分代			
他の清掃代			
家具・家事用品修理代			
家具・家事用品賃借料			
被服及び履物		被服及び履物	
和服		和服	
男子用和服			
婦人用和服			
子供用和服			
洋服		洋服	
男子用洋服		(再掲)学校制服	生活保護制度上、扶助の対象が異なる費目が混在しているため。
背広服			
男子用上着			
男子用ズボン			
男子用コート			
男子用学校制服			
他の男子用洋服			
婦人用洋服			
婦人服			
婦人用上着			
スカート			
婦人用スラックス			

家計簿の支出項目分類のうち厚生労働省社会・援護局として最低限把握する必要がある項目

平成26(2014)年 項目		最低限、把握する必要がある項目 ※可能な限り、現行の項目の維持を希望	理由
	婦人用コート		
	女子用学校制服		
	他の婦人用洋服		
	子供用洋服		
	子供用洋服		
	シャツ・セーター類	シャツ・セーター類	
	男子用シャツ・セーター類		
	ワイシャツ		
	他の男子用シャツ		
	男子用セーター		
	婦人用シャツ・セーター類		
	ブラウス		
	他の婦人用シャツ		
	婦人用セーター		
	子供用シャツ・セーター類		
	子供用シャツ		
	子供用セーター		
	下着類	下着類	
	男子用下着類		
	男子用下着		
	婦人用下着類		
	婦人用下着類		
	子供用下着類		
	子供用下着		
	生地・糸類	生地・糸類	
	生地・糸類		
	他の被服	他の被服	
	ネクタイ		
	男子用靴下		
	婦人用靴下		
	子供用靴下		
	他の被服のその他		
	履物類	履物類	
	運動靴		
	男子靴		
	婦人靴		
	子供靴		
	他の履物		
	被服関連サービス	被服関連サービス	
	洗濯代		
	被服賃借料		
	他の被服関連サービス		
	保健医療	保健医療	
	医薬品	医薬品	
	医薬品		
	健康保持用摂取品	健康保持用摂取品	
	健康保持用摂取品		
	保健医療用品・器具	保健医療用品・器具	
	紙おむつ(大人用)	紙おむつ	生活保護制度上、扶助の対象が異なる費目が混在しているため。
	紙おむつ((乳幼児用)		
	保健用消耗品	保健用消耗品	
	眼鏡	眼鏡	
	コンタクトレンズ	コンタクトレンズ	
	他の保健医療用品・器具	他の保健医療用品・器具	
	保健医療サービス	保健医療サービス	
	医科診療代	医科診療代	生活保護制度上、扶助の対象が異なる費目が混在しているため。
	歯科診療代	歯科診療代	
	出産入院料	出産入院料	
	他の入院料	他の入院料	
	整骨(接骨)・鍼灸院治療代	整骨(接骨)・鍼灸院治療代	
	マッサージ料金等(診療外)	他の保健医療サービス	
	人間ドッグ等受診料		
	他の保健医療サービス		
	交通・通信	交通・通信	
	交通	交通	
	鉄道運賃	鉄道運賃	生活保護制度上、扶助の対象が異なる費目が混在しているため。
	鉄道通学定期代	鉄道通学定期代	
	鉄道通勤定期代	鉄道通勤定期代	
	バス代	バス代	
	バス通学定期代	バス通学定期代	
	バス通勤定期代	バス通勤定期代	
	タクシー代	タクシー代	
	航空運賃	航空運賃	

家計簿の支出項目分類のうち厚生労働省社会・援護局として最低限把握する必要がある項目

平成26(2014)年 項目		最低限、把握する必要がある項目 ※可能な限り、現行の項目の維持を希望	理由
有料道路料	他の交通	有料道路料	
		他の交通	
自動車等関係費	自動車等関係費	自動車等関係費	自転車については、保有が認められているものの、自動車等については保有が認められていないため。
		自動車等購入	
		自動車購入	
		自動車以外の輸送機器購入	
		自転車購入	
		自転車購入	
		自動車等維持	
		ガソリン	
		自動車等部品	
		自動車等関連用品	
		自動車整備費	
		年極・月極駐車場借料	
		他の駐車場借料	
		レンタカー・カーシェアリング料金	
		他の自動車等関連サービス	
自動車保険料			
自動車保険料以外の輸送機器保険料			
通信	通信	通信	(再掲)携帯電話費用 ※ 現行の「携帯電話通信料」 +「携帯電話」に相当
		郵便料	
		固定電話通信料	
		携帯電話通信料	
		携帯電話	
		他の通信機器	
		宅配便送料	
他の運送料			
教育	教育	教育	教育扶助等の分析の一助とするため
		授業料等	
		国公立小学校	
		私立小学校	
		国公立中学校	
		私立中学校	
		国公立高校	
		私立高校	
		国公立大学	
		私立大学	
		幼児教育費用(国公立)	
		幼児教育費用(私立)	
		専門学校	
		教科書・学習参考教材	
		教科書・学習参考教材	
		補習教育	
		幼児・小学校補習教育	
中学校補習教育			
高校補習教育・予備校			
教養娯楽	教養娯楽	教養娯楽用耐久財	
		テレビ	
		携帯型音楽・映像用機器	
		ビデオレコーダー・プレイヤー	
		パソコン	
		タブレット端末	
		パソコン関連用品(周辺機器・部品・ソフトなど)	
		カメラ	
		ビデオカメラ	
		楽器	
		書斎・学習用机・椅子	
		他の教養娯楽用耐久財	
		教養娯楽用耐久財修理代	
教養娯楽用品	教養娯楽用品	教養娯楽用品	
		耐久性文房具	
		消耗性文房具	
		スポーツ用具	
		スポーツ用品	
		テレビゲーム機	
		ゲームソフト等	
		他の玩具	
		切り花	
		音楽・映像用未使用メディア	
		音楽・映像用収録済メディア	
		ペットフード	

家計簿の支出項目分類のうち厚生労働省社会・援護局として最低限把握する必要がある項目

平成26(2014)年 項目	最低限、把握する必要がある項目 ※可能な限り、現行の項目の維持を希望	理由
他の愛玩動物・同用品 園芸用植物 園芸用品 電池 他の教養娯楽用品のその他 動物病院代 他の愛玩動物関連サービス 教養娯楽用品修理代		
書籍・他の印刷物 新聞 雑誌(週刊誌を含む) 書籍 他の印刷物	書籍・他の印刷物	
教養娯楽サービス 宿泊料 宿泊料	教養娯楽サービス 宿泊料	生活保護制度上、扶助の対象が異なる費目が混在しているため。
パック旅行費 国内パック旅行費 外国パック旅行費	パック旅行費	一つにまとめても可 (旅行費用等)
月謝類 語学月謝 他の教育的月謝 音楽月謝 他の教養的月謝 スポーツ月謝 自動車教習料 他の月謝類	月謝類 (再掲)自動車教習料	自動車教習料は、生活保護制度上、対象外であるため。
他の教養娯楽サービス NHK放送受信料(BSを含む) ケーブルテレビ放送受信料 他の放送受信料 映画・演劇・文化施設等入場料 スポーツ観覧料 ゴルフプレー料金 スポーツクラブ使用料 他のスポーツ施設使用料 遊園地入場・乗物代 他の入場・ゲーム代 諸会費 写真撮影・プリント代 教養娯楽賃借料 インターネット接続料 コンテンツ利用料 他の教養娯楽サービスのその他	他の教養娯楽サービス NHK放送受信料(BSを含む) 他の放送受信料 映画・演劇・文化施設等入場料 スポーツ観覧料 ゴルフプレー料金 スポーツクラブ使用料 他のスポーツ施設使用料 遊園地入場・乗物代 他の入場・ゲーム代 諸会費 写真撮影・プリント代 教養娯楽賃借料 インターネット接続料 コンテンツ利用料 他の教養娯楽サービスのその他	制度上、対象外のため 一つにまとめても可 一つにまとめても可
その他の消費支出	その他の消費支出	
諸雑費 理美容サービス 温泉・銭湯入浴料 理髪料 パーマ・カット代 他の理美容代	諸雑費 理美容サービス	生活保護制度上、扶助の対象が異なる費目が混在しているため。
理美容用品 理美容用電気器具 他の理美容用品 浴用・洗顔石けん シャンプー・歯磨き 整髪・養毛剤 化粧品	理美容用品 理美容用電気器具 他の理美容用品 浴用・洗顔石けん シャンプー・歯磨き 整髪・養毛剤 化粧品	一つにまとめても可
身の回り用品 傘 かばん類 装身具 腕時計 他の身の回り用品 身の回り用品関連サービス	身の回り用品	
たばこ たばこ	たばこ	
他の諸雑費 信仰・祭祀費 祭具・墓石 婚礼関係費 葬儀関係費 他の冠婚葬祭費	他の諸雑費 信仰・祭祀費 祭具・墓石 婚礼関係費 葬儀関係費 他の冠婚葬祭費	一つにまとめても可

家計簿の支出項目分類のうち厚生労働省社会・援護局として最低限把握する必要がある項目

平成26(2014)年 項目		最低限、把握する必要がある項目 ※可能な限り、現行の項目の維持を希望	理由
	医療保険料	医療保険料	一つにまとめて可
	他の非貯蓄型保険料	他の非貯蓄型保険料	
	寄付金	寄付金	
	保育費用	保育費用	
	訪問介護・通所サービス等費用	訪問介護・通所サービス等費用	
	介護施設費用	介護施設費用	
	介護機器等レンタル料	介護機器等レンタル料	
	他の諸雑費のその他	他の諸雑費のその他	
	こづかい(使途不明)	こづかい(使途不明)	
	世帯主こづかい		
	他のこづかい		
	交際費	交際費	生活保護制度上、扶助の対象が異なる費目が混在しているため。
	贈与金	贈与金	
	他の交際費	他の交際費	
	つきあい費	つきあい費	
	住宅関係負担費	住宅関係負担費	
	他の負担費	他の負担費	
	仕送り金	仕送り金	
	国内遊学仕送り金		
	他の仕送り金		
非消費支出	直接税	直接税	住民税については、当該世帯における生活保護受給の有無を判定する条件の一つとしているため。
	勤労所得税	勤労所得税	
	個人住民税	個人住民税	
	他の税	他の税	
	社会保険料	社会保険料	
	公的年金保険料	公的年金保険料	
	健康保険料	健康保険料	
	介護保険料	介護保険料	
	他の社会保険料	他の社会保険料	
	他の非消費支出	他の非消費支出	

※ 実支出以外の支出(繰越金を除く)、繰越金については割愛

「家計簿記入方法の簡略化」に対する主な意見

- 中分類以上の括りでは、地域の特産品とその消費の関係を分析するなどの使い方ができなくなるデメリットは確かにある。ただし、調査員や調査世帯の中に、一度引き受けても説明を聞く過程で調査が煩雑なためやめたいという者がいること、また、調査員、市町村、県の審査においては手間が省けるなどのメリットのほうが大きいと思料する。(地方公共団体)
- 調査世帯確保の観点から家計簿記入方法の簡略化が有効である。案2であれば世帯の負担減につながり、併せて審査事務の負担も多少なりとも軽減される。食料以外(特に、商品券等利用時や自動車の購入・車検時の記載、収入の記載)についても、更なる簡略化を検討していただきたい。(地方公共団体)
- 見直し案2がベストと考えるが、記入のしかたや調査票を工夫するなどして、記入誤りが起こらないようにする必要がある。(地方公共団体)
- 本県では、内閣府経済社会総合研究所が公表している県民経済計算の家計最終消費支出を推計するための基礎資料として、全国消費実態調査の結果を利用しているが、食料関係の項目として「食料、酒類、外食、一般外食、学校給食」を利用しており、案2のとおり簡略化しても差し支えない。(地方公共団体)
- 全国消費実態調査は、家計調査では得られない、県全体あるいは県内の地域(経済圏)ごとの収支が分かるため、利用者側としては、家計調査と同程度の細分の家計収支結果を得たい。また、県民経済計算や産業連関表の算出において利用している項目があるため、検討の際はその点を考慮していただきたい。(地方公共団体)
- 内閣府では、QEの推計方法を参考に、SNAベースの個人消費を月次で把握するため、消費総合指数の推計を行っているが、推計にあたっては、全国消費実態調査の小分類(品目分類)を用いて家計調査との修正率を計算している。したがって、修正案を受け入れると、食料の修正率については中分類以上でしか設定できないことになるため、現行の消費総合指数の精度低下につながる可能性がある。また、全国消費実態調査は白書等においても利用しており、例えば平成28年度「年次経済財政報告」の中では、平成26年全国消費実態調査の結果を用い、高齢者世帯特有の消費

について品目別の消費額データを用いて分析を行っているが、調査品目の分類が粗くなれば今後同様の分析は全国消費実態調査を用いて行うことは難しくなる。(内閣府)

- 家計簿への「食料」記入方法の簡素化により見込む効果等に関して、例えば以下の事項について慎重な検討をお願いしたい。
 - ① 毎月の家計調査で実施できている記入方法（表章項目数）を、5年に1度の全国消費実態調査で見直す必要性、見直しにより見込まれる効果
 - ② 家計簿集計において、簡素化のない家計調査側サンプルと簡素化する全国消費実態調査側サンプル間の適切な統合手法
 - ③ 見直しにおける効果・影響を整理する観点から、「収支項目分類の見直し案メリデメ」（参考2のP162参照）の記載内容の検討・精査
 - ・簡素化せず現行通りとする案が、そもそも掲載されておらず、ユーザの結果利用の利便性に関して取り扱いがないこと
 - ・案1と案2には表章項目数に大きな差があり、結果利用の利便性にも影響が生じるが、ユーザのデメリットに関する記載が同一であり、加えて案1の備考において「利用者にとってもメリットはない。」とされていること
 - ・案1の備考において調査世帯・地方事務・利用者それぞれにメリットがないと記載されていること（仮にその通りであるならばそもそも案1は見直し案にならなくなってしまうが、中分類までの記載でよくなること、分類を誤りやすい項目については「記入のしかた」でサポートする等の工夫により、効果が生じうるのではないか）。(内閣府)

- 案1及び案2のような分類とした場合、記入者が分類を誤る可能性が高いうえ、その誤りを審査の段階で見つけるのは困難であると思われる。また、分類ごとに足し上げて計算し記入するとなれば、逆に記入者への負担が増す。

結果利用の観点からも、記入者負担の観点からも、従来どおり、レシートに記載されているものを1つ1つ記入していくという方法でお願いしたい。(地方公共団体)

- 簡略化の検討に当たり、まとめ書きという発想ではなく、オンライン家計簿の導入の推進と、手書き家計簿の際の単純なレシートの貼付による対応についての検討を、より進めるべきではないか。(地方公共団体)

「新たなオンライン家計簿の導入」に対する主な意見

- オンライン家計簿は、秘密の保護、負担軽減の面から効果的であり、評価できる。(地方公共団体)
- レシート読取機能では、読み取り後に品目ごとの補記記入を必要としないシステムとしてほしい。だれでも簡単に理解して入力出来るものにしてほしい。(地方公共団体)
- オンライン化が世帯の負担軽減につながるかどうかを十分確認の上、導入を検討していただきたい。また、市町村や調査員の負担増を招かないようにしていただきたい。(地方公共団体)
- 全国消費実態調査を引き受けてくれる調査員は、デジタル機器に不慣れな高齢の方が多いため、その方たちが対応・説明できるものにしてほしい。(地方公共団体)
- 新たなオンライン家計簿の導入は、記入時や受信・送信時のトラブルの際に問い合わせが予想されるため、オンライン専用のコールセンターの設置が望ましいと考える。また、エラー対応をコールセンターに一元化するなど、オンライン化に伴う調査員や市町村の負担軽減について配慮をお願いしたい。(地方公共団体)
- 平成 26 年調査においてエクセルによる家計簿を導入した結果、生じた効果や影響、また、今回、新たなオンライン家計簿の導入によりどのような効果を見込むのか等について、研究会等の場で検討していただきたい。(内閣府)